

令和6年第1回定例会議案審査特別委員会会議録

令和6年3月7日 午後1時22分 開 議

出席委員

委員長	櫻井 繁行
副委員長	矢口 龍人
委員	佐藤 文雄
委員	岡崎 勉
委員	来栖 丈治
委員	設楽 健夫
委員	小倉 博生
委員	久松 公健
委員	櫻井 健一
委員	鈴木 貞行
委員	服部 栄一
委員	石澤 正広
委員	鈴木 更司
委員	塚本 直樹
委員	井出 有史

欠席委員

なし

出席説明者

市長	宮嶋 謙
市長公室長	横田 茂
総務部長	中泉 栄一
上下水道部長	槌田 浩幸
秘書広報課長	加藤 洋一
政策経営課長	貝塚 裕行
情報政策課長	稲生 政次
総務課長	羽成 英明
危機管理課長	大和田 浩
検査管財課長	岩井 雄一郎
税務課長	小泉 一司
納税課長	豊崎 伴之
上下水道課長	島田 勝男

出席書記名

議会事務局	折 本 尚 充
議会事務局	川原場 智
生涯学習課	久保庭 拓
都市整備課	千ヶ崎 奨

議 事 日 程

令和6年3月7日（木曜日）午後1時22分 開 議

1. 市長あいさつ

2. 議案等の審査

- (1) 議案第 7 号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (2) 議案第 8 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (3) 議案第 9 号 かすみがうら市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第 18 号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第12号）
- (5) 議案第 22 号 令和6年度かすみがうら市一般会計予算
- (6) 議案第 26 号 令和6年度かすみがうら市水道事業会計予算
- (7) 議案第 27 号 令和6年度かすみがうら市下水道事業会計予算
- (8) 議案第 28 号 財産の貸付けについて
- (9) 議案第 29 号 新市建設計画の変更について

3. 散 会

開 会 午後 1時22分

○櫻井繁行委員長

それでは、改めましてこんにちは。

ただいまの出席委員は15名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

それでは、ただいまから令和6年第1回定例会議案審査特別委員会を開きます。

次に、書記を追加して指名します。生涯学習課 久保庭 拓君、都市整備課 千ヶ崎 奨君を、以上2名を追加して指名をいたします。

本日、市長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと思います。

○市長（宮嶋 謙君）

本日は、令和6年第1回定例会議案審査特別委員会、大変ご苦労さまでございます。審査いただく議案については、昨日上程されました議案1件を含め全部で26件です。内訳といたしましては、承認案件が1件、条例に関する議案が13件、予算に関する議案が10件、財産の貸付けに関する議案が1件、その他の議案が1件です。

なお、各議案につきましては担当部長からご説明いたしますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございました。

ここで、昨日3月6日の本会議、追加日程第1において議案第31号が本委員会へ付託されたことから、当該議案を加えた新たな審査予定表案を作成いたしましたので、お目通し願います。

各自配付をさせていただいておりますが、ペーパーレス会議システムのほうにも入れております。

暫時休憩します。 [午後 1時24分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。〔午後 1 時 2 5 分〕

お諮りをいたします。

ただいまお目通しいただいた審査予定表案のとおり審査を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

本日の日程は、審査予定表のとおりであります。

なお、議案審査関係資料につきましては、お手元のタブレット端末でご覧になれますので、ご活用くださいますようお願いを申し上げます。

ここで、執行部に申し上げます。

議案審査の順序につきましては、審査予定表に基づき審査することといたします。

議案集及び議案概要書等は、説明ページ番号を言ってから説明されますよう、お願いを申し上げます。

また、能率的、効率的な議会運営を図るため、説明は単に数字を言うだけでなく、簡明な説明と答弁をお願い申し上げます。

それでは、本委員会に付託されました議案等の審査に入らせていただきます。

初めに、議案第18号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

ここで、委員各位に申し上げます。

本案につきましては、多数の部署に関わる議案であるため、各部署への質疑を行い、令和6年3月13日審査予定の議会事務局の所管に係る部分の質疑が終わった後に、討論並びに採決をすることといたします。

それでは、議案第18号のうち、市長公室の所管に関わる部分を議題といたします。

市長公室から特に補足説明等はございませんか。

○市長公室長（横田 茂君）

それでは、政策経営課長からご説明させていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○政策経営課長（貝塚裕行君）

それでは、議案第18号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第12号）に係る政策経営課所管の部分につきまして説明をいたします。

議案集は66ページから91ページ、議案概要書が25ページから40ページとなっております。

まず、歳入について説明をいたします。

議案集の76ページをお願いいたします。

76ページ、一番上の部分になります、地方特例交付金でございます。こちら交付額が確定いたしましたので、確定した額に基づきまして190万7000円を減額とするものでございます。

次に、上から2番目となります、地方交付税でございます。こちら地方交付税につきましては、追加交付及び再算定などによりまして3億824万2000円を増額とするものでございます。

次に、同じページ、下から3番目の項目になります、総務費国庫補助金でございます。そのうち右側の説明欄の上から2つ目になりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございま

す。こちらでございますが、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ということで、3万円を1世帯当たり給付するというものですが、事業量が確定したことによりまして1597万2000円を増額するものでございます。

次に、議案集78ページをお願いいたします。

78ページの一番上の部分、寄附金の項目でございます。こちらはふるさと応援寄附金（企業版）でございます。こちらにつきまして、令和6年1月末現在の実績額としまして470万円を増額するものでございます。寄附の内訳といたしましては、株式会社エス・ケイ通信様から150万円、東武トップツアーズ株式会社様から300万円、株式会社セコマ様から20万円それぞれ寄附金を授与してございますので、実績額を増額とするものでございます。

次に、同じページ上から2番目になります、財政調整基金の繰入金でございます。こちらにつきましては、都市構造再編集中支援事業の計画変更に伴う補助金返還金の額が確定したことにより、2億747万3000円を増額し、返還額の当初計上額と合わせまして返還額6億3844万1000円を計上するというものでございます。

次に、その下の部分になりますが、減債基金の繰入金でございます。こちらにつきましては、令和5年度の予算執行状況を確認した結果、繰入れが不要となった額につきまして減額とするものでございます。

次に、歳出に移ります。

議案集の81ページをお願いいたします。

81ページの一番上の項目の説明欄一番下になります、基金運用益等の積立てに要する経費でございます。こちらは5441万8000円を増額するものです。増額内容につきましては、普通交付税の再算定によりまして臨時財政対策償還基金費が追加交付となりましたことから、減債基金へ積立てをするものでございます。

最後になりますが、議案集90ページをお願いいたします。

90ページの一番下の部分でございます、償還金、利子及び割引料の利子分でございます。こちらは1588万5000円を減額するものでございます。減額理由でございますが、当初市債の借入りに係る見込利率より低い利率で借り入れられたことによります差額を減額するものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、政策経営課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

議案集81ページの減債基金の積立金は、これで確定して総額幾らになったんですか。どこか分かりますか。

○政策経営課長（貝塚裕行君）

減債基金ですが、今回2億6573万9000円を減額させていただいております。こちらにつきましては、執行状況を確認した結果ということですが、現時点での執行結果ですので、今後令和5年度の最終的な決算見込みが出た段階で、さらに当初予定していた繰入金額を減額するような形で検討したいと考えております。

○佐藤文雄委員

これまでは幾らで、プラスになると想定としては幾らになるんですか。教えてください。

○市長公室長（横田 茂君）

正確な数字ではありませんけれども、令和５年度末は28億3000万円弱だったわけですので、ここから今、入って積み立てますから28億5000万円程度になるものと予想されます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

それでは、秘書広報課所管の補正予算についてご説明いたします。

議案集80ページをご覧ください。

２款１項１目一般管理費、02秘書業務事業の市長・副市長秘書業務に要する経費60万円の減額でございます。交際費の支出案件が少なかったことによる減額でございます。

次に、03広報事業の広報に要する経費137万4000円の減です。会計年度任用職員が昨年の８月末で退職したことに伴い、残任期間７か月分の報酬、手当等を減額するものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、秘書広報課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

会計年度職員は８月で辞めた、１人ですね。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

委員おっしゃるとおり１名でございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第22号 令和６年度かすみがうら市一般会計予算を議題といたします。

ここで、委員各位に申し上げます。

本案につきましては、多数の部署に関わる議案であるため、各部署に質疑等を行い、令和６年３月13日の審査予定の議会事務局の所管に関わる部分の質疑が終わった後に、討論並びに採決することといたしますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議案第22号のうち、市長公室の所管に関わる部分を議題といたします。

市長公室から特に補足等はございませんか。

○市長公室長（横田 茂君）

秘書広報課長からの説明とさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

それでは、秘書広報課所管の歳入歳出についてご説明いたします。

まず、歳入ですが、予算書27ページをお願いいたします。

21款5項6目雑入、1節広報かすみがうら広告掲載料96万円、前年度比12万円、14.3%の増となっております。実績に伴いまして増額をしております。

続きまして、その下のホームページバナー広告掲載料36万円、前年度同額計上でございます。それぞれ広報誌、ホームページに掲載する企業等の広告掲載料となっております。

歳入は以上でございます。

次に、歳出についてですが、事業概要説明書1ページをお願いいたします。予算書は32ページになります。

広報事業の広報に要する経費889万9000円、前年度比271万6000円、23.4%の減となっております。主な理由としましては、会計年度任用職員の採用を見送ったことによるものでございます。

事業概要ですが、①の広報誌による市民への市政・地域情報の定期配信のうち、広報誌編集業務委託については205万8000円を計上しております。こちらは、広報誌のデザインやイラストの作成、イベント取材といった内容でございます。前年度比44万8000円、15.2%の減となっております。理由としましては、委託内容を精査し見直したことによるものでございます。

続いて、②広報デジタルブックの配信の多言語情報配信クラウドサービス利用49万5000円ですが、広報誌の音声読み上げ機能や多言語に自動翻訳する内容となっております。前年度同額でございます。

続きまして、③動画配信による幅広い世代への情報発信戦略のイベント映像制作業務委託44万円につきましては、市のイベント等取材した映像をYouTubeなどで配信するもので、金額については前年度同額となっております。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、秘書広報課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人副委員長

この広報誌の掲載、コマーシャル掲載と、それからバナーですか、この件数と金額ちょっと教えていただけますか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

令和5年度の実績で申し上げますと、広報誌の広告につきましては14社、金額が103万円の歳入となっております。ホームページの広告につきましては、6社で32万4000円となっております。

○矢口龍人副委員長

それで、去年の実績より、広報誌のほうは少し低いんですね。それでバナーのほうはちょっと高めにしているんですけれども、どういうことでこういうふうな見積もりになったのか教えてください。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

ホームページについては、例年度同じような30万円前後でございましたので、同様の金額とさせていただいております。

広報誌につきましては、例年度90万円前後なんですけど、今年度100万円を超えており、その内容についてですけれども、単発的な求人募集の広告があったものですから、その辺を除いた額というようなこと

で96万円とさせていただきました。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○櫻井健一委員

すみません、人員は今の定員で十分というような判断なのでしょうか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

厳しい状況ではございますけれども、今年度、会計年度任用職員が途中で退職をされましたが、その後、正職員だけで、何とかやってきた経緯がありますので、来年度については正職員のみでやってみようということで、会計年度任用職員のほうは採用しないということでございます。

○櫻井健一委員

ということは、予想では令和7年度、8年度とこのまま行くような予定にはなっていますが、令和6年度に様子を見て、またその動向を見て決めるというような判断でよろしいんですか。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

そのようなことになろうかと思えます。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いをいたします。

○情報政策課長（稲生政次君）

それでは、令和6年度情報政策課の予算についてご説明申し上げます。

令和6年度予算歳入についてまずはご説明いたします。

予算書の17ページをご覧くださいと思います。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金（総務省）387万6000円、こちらにつきましては中間サーバーの運営に伴うものでありまして、今後中間サーバーの更改が予定されておりますそのための国庫補助金となっております。同額をそのまま支出するような内容です。

続いて、デジタル基盤改革支援補助金211万2000円です。こちらについては、現在基幹系システムの標準化・共通化という事業がありまして、その中で戸籍事務の標準化に伴う国庫補助金となります。

歳入については以上です。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

事業概要説明書3ページから4ページをお願いします。予算書につきましては40ページから41ページになります。

事業概要説明書に基づきまして説明したいと思います。

まず、イントラネット整備に要する経費ですが、こちらは印刷のカウント料、それからソフトウェア費用、ネットワーク機器保守料、端末、サーバー賃借料が主な内容となりまして、前年度比でい

いますと1324万8000円の増となっております。こちらについては、無線LANの機器の保守、それから端末リース代の増額、そしてインターネット分離を現在セキュリティーのためにやっておりますけれども、そのための二要素認証の更新のための費用のため増額となっております。

続いて、電算ネットワークシステム整備に要する経費ですけれども、こちらは前年度比653万9000円の増となっております。こちらの費用は、庁舎間を接続する光回線ネットワーク構築保守費となっております。まして、令和6年度につきましては庁舎移転の費用が増額となっております。

続いて、基幹系電算システム管理に要する経費ですけれども、こちらについては標準化作業の減によりまして全体経費が下がっているため、48万8000円減ということになっております。

続いて、次のページをご覧くださいと思います。

電子自治体推進に要する経費となっております、17万6000円増ということになっておりますが、こちらについては令和5年度、航空写真の撮影の負担金としまして1022万3239円ということを用意しておりましたが、令和6年度はこちらの負担金がなかったものですからその分減額したものの、遠隔窓口の導入、それから窓口翻訳システムの導入によりまして増えているというようなことです。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、情報政策課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

基幹系電算システムが増というのは、いわゆるWonderG00のほうに千代田庁舎が移るとというのが大きな増額の理由でしょうか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○情報政策課長（稲生政次君）

庁舎が移転することになりまして、そのための費用の増額分につきましては、主に電算ネットワークシステムの整備に要する費用、こちらのほうで653万9000円増となっておりますが、こちらの費用がおおむね庁舎移転に伴って増額する費用となっております。

基幹系電算システムの管理に要する費用の増額の、こちらは48万8000円減です。こちらについては、令和5年度につきまして標準化作業の費用が減額となっております、その分が減っているということです。ですので、庁舎移転に伴う費用の増額分としましては電算ネットワークシステムということです。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○櫻井健一委員

すみません、今、遠隔窓口という説明があったと思うんですが、詳細を教えていただけないでしょうか。

○情報政策課長（稲生政次君）

こちらについては、まず庁舎の機能がかすみがうら市の場合は分散しているということがございまして、霞ヶ浦庁舎、中央出張所、今度下稲吉コミュニティセンターということに名称が変わりますけれども、あと千代田庁舎ということになりますが、千代田庁舎には税務課、納税課、市民課、国保年金課、子育て支援課、子ども未来室、介護長寿課、社会福祉課という部署がありますけれども、こうした部署に専門的に相談をしたいといった方が霞ヶ浦庁舎や中央出張所に行った場合に、なかなか対応に困るということを改善するようなシステムとなっております。

それぞれの庁舎に、言ってしまうとテレビ会議のようなシステムを導入しまして、それで顔を画面上で確認しながら会話を重ねて相談なり受付なりの作業、手続を行えるというような内容になります。

○櫻井健一委員

今、顔を合わせながらテレビ電話ということなんですけれども、これは来たお客さんというか市民の方なのか、それとも職員とのテレビ電話なのか、お聞かせください。

○情報政策課長（稲生政次君）

まず、対応部署のほうは当然職員側ということなんですけれども、来庁者のほうは一般の市民の方ということで、来庁者の方が個別のブースを用意しますので、その中でプライバシーを確保しながら会話ができるというようなシステムになっております。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

予算書の17ページの、先ほどの国庫支出金の中の社会保障・税番号制度システム整備費補助金（総務省）とありますね。これの説明と、あとその下のデジタル基盤改革支援補助金というのはどういうものを、何を進めようとしているのかということを説明してもらえますか。

○情報政策課長（稲生政次君）

まず、社会保障・税番号システム整備費補助金（総務省）ですけれども、こちらについては各市町村、それから国といろいろなマイナンバー制度というのが始まったときにデータのやり取りがあり、データのそういったやり取りをします中継のサーバーが構築されております。そのサーバーの更新のための費用、そのための国庫措置というものでございます。デジタル基盤改革支援補助金と言われますのは、基幹系システムの標準化・共通化というような流れがありまして、かすみがうら市においては令和7年に標準化・共通化のシステムに移行することを見込んでおりまして、そのための費用について国からの補助金が交付されます。これは10分の10で交付されますが、規定の金額が決まっております、現在3月5日の通知によりますと1億5188万7000円という枠の中で交付されるというような内容です。

○設楽健夫委員

最初の中継サーバーは、何をやるサーバーですか。

○情報政策課長（稲生政次君）

中間サーバーの中には、言ってしまうとかすみがうら市の住民に対する記録のコピーという複製とございます、そういったものが格納されておまして、ほかの自治体から要求、リクエストがあったときにそこからデータを閲覧、そこからデータが流れて、結果的に必要な部署で閲覧なり利用なりができるというようなシステムが中間サーバーと言われるようなものです。

○設楽健夫委員

マイナンバー制度との、今まで基本になるのは住民基本台帳だと思いますけれども、マイナンバー制度が導入されることによって、この中継サーバーがマイナンバーとの関係でどういうふうな役割を果たしていきますか。

○情報政策課長（稲生政次君）

現在は、社会保障・税番号制度というようなもので、そうした手続に連携をして情報がやり取りされるということが主なものとなっておりますが、今後、時期については国のほうの動きとかいろいろありますが、こうした個人を特定して情報のやり取りをやるというのに関しましては、一部民間の手続などにも連携をして、システムが構築されるというようなことを見込まれております。

また、マイナンバーカードについては、もう既に次期の構想も国のほうではあるようでして、最近の報道によりますと、そうしたものを、マイナンバーカードそのものを携帯電話に格納して、全てカードを利用しないで携帯電話だけで全ての手続きができるとか、そういった流れに今後移っていくということは先日発表されました。

○設楽健夫委員

住民基本台帳のデータと、マイナンバーカードのデータが入ってきますよね。そのマイナンバーデータは100%そこには入っていきませんか、今のところ。マイナンバーの発行の今の部数といいますか割合からすると、何割かのデータは住民基本台帳から比べて少ないデータになっていきますね。

○情報政策課長（稲生政次君）

住民記録には、恐らくマイナンバーは必ず振られているということが前提となっておりますので、振られないといわれる情報は私はちょっと触れたことはございません。

○設楽健夫委員

そうしますと、従来ある住民基本台帳のデータベースありますよね。そこにマイナンバーカードのデータベースとのマッチングといいますか、そういう作業が入ってくると思うんですけれども、その辺の中で心配するのは、様々な、例えば障害者福祉だとかそういうものの様々なデータを取っていくときに、作業として、国のほうがマイナンバーデータをベースにして動いていったときに、マイナンバーカードを取得していない人たちのデータの取扱いについてはそこを抽出しなければならない作業が入りますから、職員にとっては相当の負荷が出てくると思うんですけれども、その辺はどうなんですか。

○情報政策課長（稲生政次君）

職員の負荷と言われますと、窓口に来た方が例えばマイナンバーカードを持っていないとか、そういったケースを想像しているか、そういったケースでよろしいですか。

その場合は、身分を確認するためにいろいろ個人の証明書のほかにも、例えば免許証であるとか、例えば保険証とか何か、あと住民票か分かりませんが、そういった複数で個人を特定するということはまずできると思うんですけれども、そうしたことで個人が特定できれば、役所では個人をそれで、従来どおりこれはやっている作業だと思うんですけれども、個人を特定しております。

マイナンバーが手続上必要であれば、当然そのシステム側でそれが連動していますので、マイナンバーを利用することも当然できます。それは手続に応じますけれども、ですから窓口に来た方がマイナンバーカードを持っていなかったとしても同様の手続ができるというように認識しております。

○設楽健夫委員

そういう意味では、従来の住民基本台帳が基本になると思いますけれども、それがベースになって制度は動いていきますけれども、ベースになるものはしばらく変わらないという考え方でよろしいんですね。

○情報政策課長（稲生政次君）

マイナンバーカード自体は本人から申請で取得するものですから、当然持っていない方とかもいらっしゃると思うんですけれども、そうした方のサービスが窓口で変わるというのは、私どものほうでは認識しておりませんし、今後もマイナンバーカードを持っている方と持っていない方でサービスが変わるようなことは考えてはおりませんけれども、先ほど申しましたように携帯電話にいろいろなそういったマイナンバーの情報が格納されて、マイナンバーカードの仕掛けが今度スマートフォンで完結できるということであると、それを持っている人はその利便性をいろいろ使えと。例えば電子的にいろいろな申請がスマートフォンだけで完結するというようなことも当然可能ですから、いろいろ持っている人と

持っていない人のそのサービスの差ですか、そのネットワーク上のサービスの差は当然出てくるかと思っています。

○櫻井繁行委員長

設楽委員、そろそろまとめてください。

○設楽健夫委員

分かりました。質問。

下のところの指標のところに、自治体D Xの推進状況、令和6年度目標74.7%、というふうにありますね。これの自治体D Xの推進状況の分母になるところの資料等があれば提出をお願いしたいなと思います。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○情報政策課長（稲生政次君）

自治体D Xの推進状況の中身ですけれども、こちら口頭では駄目ですか。よろしいですか。

じゃ、積算の内容は文書のほうで報告させていただきます。

○櫻井繁行委員長

今、口頭では説明はできないんですか、課長。

○情報政策課長（稲生政次君）

こちらはできます。

○櫻井繁行委員長

設楽委員、それではよくないんですか。

○設楽健夫委員

記録としても残したい。

○櫻井繁行委員長

じゃ、後ほどガルーンに文章で出してほしいということですので、それは課長、可能ですか。

○情報政策課長（稲生政次君）

じゃ、事業概要説明書の事務事業成果指標、自治体D Xの推進状況、令和6年度74.7%、令和7年度83.0%、令和8年度83.0%と、この数字の根拠ということで資料を作成したいと思います。

○櫻井繁行委員長

お願いいたします。

それでは、各自ガルーンにそれは配付をさせていただきたいと思います。

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結をいたします。

続いて、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いをいたします。

○政策経営課長（貝塚裕行君）

それでは、政策経営課所管の予算について説明をさせていただきます。

最初に、歳入でございますが、予算書の12ページをお願いいたします。

12ページの一番下の項目ですが、地方譲与税でございます。ここから14ページの上から3番目、地方

特例交付金につきましては、国が示す地方財政計画に基づいて市の決算状況や経済情勢などを照らし合わせて予算を計上してございますので、それ以外の主な歳入について説明をさせていただきます。

予算書の14ページお願いいたします。

中ほどになります、11款地方交付税でございますが、43億円を計上してございます。前年度に対し3億円、7.5%の増となっております。主な理由といたしましては、国の税収が増加していることに伴いまして交付税の原資、こちらも増加するということが見込まれているため、増額となるものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

15款国庫支出金、1項国庫補助金、1目総務費国庫補助金でございますが、説明欄の上から3番目ほどになりますが、デジタル田園都市国家構想交付金1000万3000円を計上してございます。こちら内容につきましては、電子自治体推進事業と保育所維持管理事業、観光交流事業にそれぞれ充当するため、この交付金を活用するということで計上したものでございます。

次に、予算書の21ページをお願いいたします。

16款総務費県補助金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節の農業費補助金でございます。説明欄の上から3番目になります、いばらきオーガニックステップアップ事業補助金でございます。302万6000円を計上してございます。こちらは、有機農業に推進する経費のほうに充当を予定しておりまして、前年度から見て本年度新規事業のため皆増となっております。

次に、予算書23ページをお願いいたします。

下から2つ目の項目、18款寄附金、1項寄附金、1目寄附金、1節寄附金でございます。説明欄で上から3番目のふるさと応援寄附金（企業版）500万円を計上してございます。今年度の実績を勘案しまして、前年度計上しておりませんでしたが、令和6年度からは実績を見込んで500万円を計上するというものでございます。

次に、予算書23ページの一番下の部分から24ページにかけてでございますが、まず23ページの部分で繰入金の中の財政調整基金でございますが、こちらは2億円を計上してございます。財源不足調整のための一般会計の繰入れでございます。前年度に対しまして1億9804万7000円、49.8%の減額となっております。

次に、2目の減債基金繰入金でございますが、こちらは3億円ほど計上してございます。前年度同額計上となっております。

次に、予算書24ページの4目の地域づくり基金繰入金でございますが、こちらは2億542万円を計上してございます。こちらの内容につきましては、商工振興事業、企業立地促進事業、市民協働事業、ふるさと応援寄附金活用事業、そういった事業に活用をするということで繰入れを予定してございます。前年度に対しまして3016万円の増、17.2%となっておりますが、ふるさと応援寄附金の活用としまして、こちらの寄附金の方はふるさと応援寄附金の実績額を基金に積み立てまして、次年度にふるさと応援寄附に要する経費に充当するということで、前年度ふるさと応援寄附が増額となっているため、当該経費も増額計上としているものでございます。

次に、予算書28ページをお願いいたします。

22款1項市債でございます。こちらが一番下の市債の合計額の部分ですが、市債合計しまして10億2800万円を計上してございます。外部から調達する借入金でございます。前年度に対しまして4億4310万円、30.1%の減となっております。昨年度に比べまして、令和6年度、普通建設事業が減少していることから借入額を減少するというものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

事業概要説明書の2ページをお願いいたします。予算書が39ページでございます。

2款1項6目企画費、01企画調整事業でございます。令和6年度計上は2468万2000円でございます。

前年度と比較しまして1083万6000円、78.3%の増額となっております。増額となりました要因につきましては、行政機能やコミュニティ施設の整備によりまして公共施設案内板、サインなんです、こちらの改修が生じますので、そちらの改修委託費を計上したものと合わせまして、新規で自動車運転免許返納者向けの自転車等購入補助金、新規事業250万円を新規計上したことによるものでございます。

事業の概要でございますが、概要説明書にありますとおり、まずふるさと応援寄附金（企業版）の拡充ですが、こちらにつきましては新たな民間サイト等々を活用して今後も増額を見込んでいくということでございます。

③のつちうらMa a S推進協議会でございますが、今年度実証といたしまして神立駅前を電気自動車で走るグリーンスローモビリティを実証してまいりましたが、来年度も同様に実証をしようということで計上をさせていただいております。

その下の自動車免許返納ですが、こちら資料のほうが自転車となっておりますので、申し訳ございません、訂正して自動車運転免許返納者向け自転車等購入補助という事業になります。

○櫻井繁行委員長

こちらの資料は後で差し替えをお願いします。

○政策経営課長（貝塚裕行君）

はい。

こちらですが、これまで65歳以上の方が運転免許を返納した際には、申請によりましてかすみがうら市デマンド型乗合タクシーの回数券で2万1000円分の支援というものがございましたが、今回は選択肢の一つとして、移動手段の確保、それから健康で活発な生活支援、移動手段の確保等を目指しまして自転車または運転免許を要しない特定小型電動機付自転車と、それに併せましてヘルメット、そういったものの購入費を補助する制度を新たに行うものでございます。補助額につきましては、購入費の2分の1で上限5万円を予定してございます。

予算計上ですが、令和4年度のタクシー券の応募者が55人であったということで、今回は同様ぐらいの人数を見込みまして50人分を見込んで計上をしてございます。

次に、予算書のほうに戻りますが、51ページをお願いいたします。

2款5項2目基幹統計費、01基幹統計調査事業でございます。こちらが697万1000円を計上してございます。前年度と比較しまして336万9000円、93.5%の増額ということでございますが、こちらの要因につきましては令和6年度は農林業センサスの実施が予定されておりまして、農林業センサスにつきましては全数調査となるため調査員の方が増加するというところで、増額計上とさせていただいております。

次に、予算書の83ページをお願いいたします。事業概要説明書は34ページとなります。

こちらが6款1項3目農業振興費、01農業振興費の有機農業推進に要する経費でございます。373万7000円を計上してございます。当該事業につきましては、環境に配慮した農業である有機農業の取組を推進するため、また環境教育、食育という観点からオーガニック給食の提供を実施するため、新規に実施をするというものでございます。

主な内容でございますが、予算書84ページの備考欄でございますが、上から2番目になりますオーガニック推進協議会補助金371万7000円でございます。この事業を推進するために、オーガニック推進協議会を令和5年12月に発足をしてございます。市が中心となりまして、有機農業の有識者、それから農業

生産者、水郷つくば農業協同組合、それから茨城県県南農林事務所等が構成します協議会を設立してございますので、今後そちらが取組の主体となっていくことを予定しているものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、政策経営課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井健一委員

すみません、グリーンスローモビリティの運行状況なんですけれども、令和6年度も同じようなルートでやるのか、それとも変更があるのか教えてください。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○政策経営課長（貝塚裕行君）

現在、ルートについては検討中となっておりますが、土浦地区、それから霞ヶ浦地区と両方を1台で今まで運行していたんでございますが、来年度は2台で土浦地区、霞ヶ浦地区と運行する予定と運行する予定になっております。ルートについては、今現在検討中となっております。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

○櫻井健一委員

2台というのは、かすみがうら市内で2台ということなんですか。

○政策経営課長（貝塚裕行君）

今年度は1台で土浦地区から霞ヶ浦地区をぐるっと回るルートだったんですが、来年度は今年度当初、おおつ野地区もグリーンスローモビリティを実証していたんですが、利用が少ないということで、令和6年度はそのもう1台を加えて2台を使って神立駅周辺を運行するという予定になっています。

○櫻井健一委員

おおつ野地区で利用が少なかったのも、その分かすみがうら市、土浦市地内を回るというような解釈でよろしいですか。

○政策経営課長（貝塚裕行君）

令和5年度も土浦地区を回っていましたが、令和6年度は台数をさらに増やして、ルートも再検討しているというところでございます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

そのほかいかがですか。

○塚本直樹委員

すみません、私は1点なんですが、自動車運転免許返納者向け自転車等購入補助のところ、これは自転車等というところは、この中には先日お話しした電動車椅子なんかも入るというような形の認識でよろしいでしょうか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○政策経営課長（貝塚裕行君）

電動車椅子等歩行支援の部分も該当というふうに予定してございます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

基幹系の統計のやつで、会計年度任用職員の事務の補助は、これは短期間のように見られますけれども、これは期間限定ということですか。

○政策経営課長（貝塚裕行君）

実際の統計の基準日を含めまして、4か月間の雇用を予定してございます。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

○久松公生委員

先ほど予算書83ページの有機農業推進に要する経費の中のオーガニック推進協議会補助金とありましたが、これは推進協議会をする中の補助金だと思うんですけども、これは内容的には人件費とかそういったのも含まれての内容なんでしょうか。中身分かればもう少し教えていただきたいんですが。

○政策経営課長（貝塚裕行君）

こちらの中身でございますが、まずはこちらの協議会で、歳入のほうでも説明させていただきましたオーガニックステップアップ補助金、こちらを活用するに当たりまして、まず事業の実施計画書の作成が必要となりますので、実施計画書を作成するということがございます。

それから、有機農業に関わりまして有識者も含めて栃木県の有機農業の稲作研究会というところがございしますが、そちらの協力を得まして有機稲作のポイント研修会などを複数回、5回から6回程度予定をしていると。それから、参加するだけでなく、そちらの稲作研究会の方々が本市に来ていただいて講習を行ってもらおうと、そういった経費を予定しています。

それと、やはり有機農業ですが、雑草等々の対応も必要になってくるということですので、それらの実証的に機械の貸出しも含めて予定をしているというところでございます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

そのほかございますか。

○来栖丈治委員

教えていただきたいんですが、今年、国からの交付税が3億円増えるというような説明の中で、国のいわゆる税収が増えたから増えたんだというような説明を先ほどされたと思うんですが、その中身としては、いわゆる起債を起こしたものが合併特例債、交付税措置されるということを含んでいるんだろうと思うんですけども、そういった点がいわゆる3億円増えたというところではないところに含まれているという考え方なのかどうなのか、そここのところをちょっと教えていただきたいと思います。

○政策経営課長（貝塚裕行君）

今回、増額で見込んだ内容でございますが、国のほうで税収を基に地方財政計画を作成しますので、その地方財政計画の中で地方交付税に充てる費用分が増額となっているということで、今回それを見込んで増額としてございますので、合併特例債等々による交付金算入する経費分はもともと入っていますので、今回その3億円とは別でもととの計上に入っています。

○来栖丈治委員

自動車免許返納者に対して今度自転車購入費用を充てるというような、自動車の免許を返納する人に自転車購入したり、というようなお話がありました。

実際にこれまでも、いわゆる先ほど説明があったように、デマンドとか希望によってということで50

人ぐらいの方に対して助成措置は講じていたということですが、今回自転車を導入するというのに当たって、いわゆる免許返納予定者であるというか高齢者の意見を聞いたりとか、何かそういう行為があつて変更に関わっているのかどうなのか、その点ちょっと確認させていただきたいと思います。

○政策経営課長（貝塚裕行君）

今回この制度を考えた背景には、やはり免許返納した方が電動自転車を購入して、大分活動範囲が広がって活発に動いているというようなお話を聞いたりですとか、それから市のほうで自転車活用推進計画も進めておりますので、電動自転車、バイクの活用を促進したいという考え方もございまして、今回制度としてつくり上げたというものでございます。

○来栖丈治委員

内容理解はしました。なかなか私どもの近くでは、車がないとなかなか動けないということで、自転車よりも車を使い続けちゃうというニーズのほうが強いな、という認識があったものですから、そういった面でお聞きいたしました。答弁結構です。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○鈴木貞行委員

今の来栖委員のまた付随になるんですけれども、購入した時期とかは遡ってももらえるかということ、それとも令和6年度から、4月からということになるんでしょうか。

○櫻井繁行委員長

タブレットのほうもそのページ出していただけますか。

それでは、答弁を求めます。

○政策経営課長（貝塚裕行君）

一応こちらの制度は、運転免許を返納してから6か月以内の購入ということで、一応制度の立てつけ上はしてございますので、数年前に返納して購入したというものは、今回の補助の対象にはならないと考えてございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結をいたします。

もう1議案行っちゃいますね。

次に、議案第29号 新市建設計画の変更についてを議題といたします。

ここで、横田公室長より訂正がございました。

○市長公室長（横田 茂君）

すみません、ここで資料の訂正をお願いしたいと思います。

議案概要書50ページに数字の誤りがございましたので、訂正表をお配りしたいと思います。よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○市長公室長（横田 茂君）

すみません、それじゃデータのほうはまた別に配付をさせていただきますが、取りあえずこの場としては紙のほうで訂正表を今お配りさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○櫻井繁行委員長

それでは、紙で配付していただきますので。

暫時休憩します。 [午後 2時27分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時27分]

改めて説明を求めます。

○市長公室長（横田 茂君）

今お配りしたものは、議案概要書50ページの、今回の議案に関連してということですが、参考資料としてこれまでの実績を挙げさせていただいた部分に数字の誤りがございました。石岡地方斎場組合の事業の数字でありますけれども、実際は下のほうにあるように4億470万円というものが正しい数字でございます。これによりまして発行可能額にずれが生じたので、訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、改めましてデータでも差し替えは、市長公室長、よろしくお願いいたします。

○市長公室長（横田 茂君）

はい、分かりました。

○櫻井繁行委員長

課長から補足はございますか。

ありますね。

それでは、改めて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○政策経営課長（貝塚裕行君）

議案第29号 新市建設計画の変更について説明をいたします。

議案集が114ページから129ページ、議案概要書は49ページから50ページとなります。

平成16年10月に霞ヶ浦町・千代田町合併協議会において合併後のまちの将来像や基本姿勢を掲げるとともに、その実現に向けた主要施策、主要事業を位置づけた新市建設計画を策定しております。その後、平成21年2月、平成25年3月に変更をしております。今回の変更が第3回目の変更となります。

今回の変更内容といたしましては、大きく3点ほどございます。

まず、1点目といたしましては、計画期間の見直しでございます。東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の改正を受けまして、計画期間を令和11年まで延長するというものでございます。

2点目といたしましては、合併特例債を活用する事業を追加するというものでございます。行政機能拡プラン公表によりまして、プランの計画事業であります庁舎整備事業、こちらを追加するというものでございます。

また、3点目としまして、今回の変更に伴いまして記述の整理や財政計画の変更を行っております。記述の変更につきましては、主に人口データ等を最新のデータに更新するものでございます。また、記述の中の施策等々を現行の施策に合わせて変更するというものでございます。

また、財政計画につきましては、合併から20年間という計画を25年間と、期間延長に伴いましてこちらも5年間延長した計画に変更するというものでございます。

○櫻井繁行委員長

それでは、政策経営課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

簡単にいうと、この合併特例債の計画が令和6年度から令和11年度に変更されたというのが、一番大きな理由ですね。その結果、今修正された中身で、あと残り可能残高が15億1120万円だということの理解でよろしいですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○政策経営課長（貝塚裕行君）

そのようでございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結をいたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

暫時休憩します。 [午後 2時32分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時41分]

次に、議案第7号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

上下水道部から特に補足説明等ございませんか。

○上下水道部長（槌田浩幸君）

補足説明はございません。

○櫻井繁行委員長

それでは、上下水道課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ちなみに、議案集は何ページでしたっけ。

○上下水道部長（槌田浩幸君）

47ページになります。

○櫻井繁行委員長

議案集が47ページと。

それでは、質疑。

○佐藤文雄委員

これは厚生労働大臣から国土交通大臣に、または環境大臣に移管されるためというんだけど、これは何か理由あるんですか。

○上下水道部長（槌田浩幸君）

水道事業をめぐるしましては、人口減少や過疎化を背景とした経営環境が悪化しておりまして、施設の老朽化対策も喫緊の課題となっているところでございます。

業務移管によりまして、上下水道で一体として取り組むということを促進をさせるということと、あと水質調査で幅広い知見を持つ環境省の役割強化も図るということでありまして、これに伴いまして国のほうでは本省に局長級であります上下水道審査官ですね、事務次官の後は各局に分かれるので、道路局と同じように上下水道局というふうに置いて中心的にやるということで、地方整備については地方整備局河川部に上下水道調整官を置くということとなっております。

これに伴いまして、老朽化対策や災害時の復旧支援などを含めた上下水道整備の管理が国土交通省にまず移るということが1つと、もう一つ厚生労働省に関しての上下水道の食品関連の業務のうち、水質基準、こちらについては環境省に移るというようなことで私どもでは聞いているところでございます。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結をいたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第26号 令和6年度かすみがうら市水道事業会計予算を議題といたします。

上下水道部から特に補足説明等ございませんか。

○上下水道部長（槌田浩幸君）

それでは、水道事業会計当初予算につきまして、島田課長から説明をさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いをいたします。

○上下水道課長（島田勝男君）

それでは、議案第26号 令和6年度かすみがうら市水道事業会計予算説明につきましては、タブレッ

トにあります上下水道部上下水道課予算審査資料によりご説明いたします。

令和6年度水道事業会計予算目別一覧に、予算書はつづりで水道事業会計令和6年度予算書ということであるんですけれども、その1ページになります。

○櫻井繁行委員長

続けてください。

○上下水道課長（島田勝男君）

こちらタブレットにあります予算目別一覧のほうです。

合計額、収益的収入になりますけれども、合計額が前年度対比494万1000円増、比率で0.5%増の10億5902万6000円を計上しております。主な収入としまして、1項営業収益、1目給水収益、前年度比1057万3000円増、比率で1.2%の増、予算額9億1110万3000円になります。以前の生活状況に戻ってきたことや、これまでの実績などから積算してございます。

続きまして、収益的支出、下の表になります。合計額は前年度比448万7000円増、比率で0.4%の増、10億5662万円を計上しております。主な支出としまして、1項営業収益、1目原水及び浄水費、前年度比1085万3000円減、比率で2.3%の減、予算額4億6027万1000円を計上してございます。水道原水や浄水場などに係る費用を計上してございますが、動力費の電気料金が前年度より安価になったことなどによるものとなります。

次に、収益的収入と支出における差引きの状況になりますが、収益的収入合計額10億5902万6000円から収益的支出合計額10億5662万円を差引きしまして、前年度比45万4000円増、比率で23.3%の増、240万6000円の収益を見込んだ予算計上としております。

続きまして、次のページをご覧ください。

上の表が資本的収入になります。合計額は前年度比1億4141万1000円減、比率で29.5%の減、3億3760万円を計上してございます。1項企業債、1目企業債、前年度比1億1280万円減、比率で25%の減、予算額3億3760万円でございます。配水管布設工事や霞ヶ浦浄水場の更新工事の費用減少に伴い減額となっております。

続きまして、次の表になります、資本的支出です。合計額は前年度対比9177万8000円の減、比率で11.9%の減、6億8249万3000円を計上してございます。主な支出としまして、1項……

○櫻井繁行委員長

これ予算書は7ページになりますよね、課長。そこを対比で拾っていくので。そのほうが。デジタルだけだと分かりづらいところあるので。一応うまく捉えられないところあるので、両方対比したいのですみませんが。

○上下水道課長（島田勝男君）

分かりました。

それでは、1項建設改良費、3目浄水場施設費、前年度比1億1308万9000円減、比率で37.3%の減、予算額1億8980万円になります。継続費としての霞ヶ浦浄水場中央監視操作施設等更新工事とろ過ポンプ更新工事の費用を計上しております。

資本的収入と支出の差引きにつきましては、資本的収入合計額3億3760万円から資本的支出合計額6億8249万3000円を差し引きして、3億4489万3000円が不足することになりますが、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとしてございます。

以上で令和6年度水道事業会計予算の説明を終わりにします。よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、上下水道課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

給水戸数が、令和5年度が1万6200戸、それが令和6年度で1万6500戸になって300戸増えていますよね。ところが、年間の総給水量が減っているんです。これはどういうことですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○上下水道課長（島田勝男君）

給水戸数につきましては、やはり実績を見たところ伸びているということで、1万6500戸を見込んでございます。

年間総給水量につきましては、前年度から少なくなつてはございますが、やはりこちらも給水量の伸びを見込んだところで今年度の給水量を見込んだところ、前年度より少なくなつてございましたので、来年度も同じような形で少なくなるということで見込んだ数字がこの予算書の数字でございます。

○佐藤文雄委員

令和4年度の実績は1万6164戸なんだよね。年間総給水量が4399万9088立方メートル。ということは、令和6年度よりも多かったんだよね。これはだって令和4年度の実績だよ。令和5年度で一応目標が1万6200戸、令和6年度1万6500戸になっているわけだから増えるはずなんだけれども、減るというのはどうしても理解できないんだけど、ここら辺の数字はどういうふうにやったんですか。実績といつても令和5年度の予想で減るよということになったんですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○上下水道課長（島田勝男君）

令和5年度の見込みとしましては、給水戸数が1万6424戸、配水量につきましては434万1795立方メートルを見込んでございましたので、やはり前年度より多少少なくなつてございますことから、年間総給水量として435万6000トンを見込んだところでございます。

○佐藤文雄委員

ここで議論したってしょうがないけれども、つくっているのはそっちだから。こっちは増えるんじゃないかなと思つているんだけど、特に有収率が問題になるんだよね。送った分がきちっと届いているかというのが。実績が令和4年度の実績だと85.何ぼぐらいだったよね。こういうものについての改善なんかも考えてはいると思うんだけど、一方で資本的、4条予算だね、資本的収入及び支出のほうを見ると、企業債の返還金というのがあつたじゃない。これ3億1193万6000円でしょう。

ところが、今度は企業債を令和6年度で記載をしているのが3億3760万円だよ。これは増えているんだよね、このいわゆる返還していくけれども、まだ改良で増やしているということが、これ何か繰り返されているんじゃないかなと思うんだけど、そうすると計上単位が非常にやばいんじゃないかなと思うんだけど、そういうところはもうどういうふうに考えているのかな。

○上下水道課長（島田勝男君）

現在のところ、施設の更新工事を行っているところでございまして、そのための資金としましてはこの企業債を使って工事を行っているところでございますので、その多少の増加は致し方ないところではないかと考えております。

○佐藤文雄委員

これ能登半島での大地震で最大の問題が明らかになったんだけど、今、更新するといったでしょう。あまり更新していないよ、実績的に。今かすみがうらの水道、何キロメートルぐらいあるの。何か400キロメートルぐらいあるんじゃないかというふうに聞いているんだけど。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○上下水道課長（島田勝男君）

管路の総延長は、424キロメートルほどございます。そのうち40年を経過した老朽管でございますが、それは58キロメートルほどあります。その中でも、424キロメートルのうち耐震管としては20キロメートルほどございます。割合としては5%ぐらいです。

○佐藤文雄委員

424キロメートルあって58キロメートルは更新したの。老朽化、40年超えているという意味ですか。40年超えていたら、この58キロメートルを、だってほかのだってどんどん老朽化していくわけでしょう。1年ごとに。それを回復するにはかなりのピッチで管路の改修工事とか更新工事とか、それをやらなきゃいけないんじゃない。そういう計画を立てないと何かまずいと思うし、それから減価償却は、基本的に今回減価償却の中でもかなり大きな役割を果たしているでしょう。減価償却というのは実際にはものとしては残っていないけれども、そういうキャッシュフローの中で使えるものになっていると思うんだよね。それからいうと、今この計画を早急に立てていかないとまずいんじゃない。今回のこれを見たら、このかすみがうら全図があるよね。令和5年度と書いてあるんだよ、令和5年度当初予算と書いてある、これ令和6年度当初予算の間違いかな。これは合計しても1キロメートルにならないんだよね。1キロメートルにならないの、この管路改修。1キロメートルにならないのに50何キロメートルもあつたら50年かかっちゃうよ。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○上下水道部長（樋田浩幸君）

すみません、そちらについては、おわび、訂正いたします。申し訳ありません。

今、更新計画ということでお話をいただいております。管路の更新については、今課長が申し上げましたとおり、424キロメートルのうちの58キロメートルということで、老朽化は来ているということでございます。

それと同時に、管路は地中にありますけれども、水道、送る本体ですね、今、浄水場の更新を行っております。浄水場のほうがパンクしてしまいますと、管があっても何もなりませんので、浄水場について今電気設備について更新をして、下稲吉第2浄水機場については更新が終了してございます。現在、霞ヶ浦浄水場ですね、水道事務所があるところですけども、そちらの更新を今、電気設備の更新を実施しているところでございます。

予算的な部分については、そちらが今取りかかっておりますので、正直な話、管路の更新まではちょっと予算的に手をつけられないような状況となっているのが事実でございます。

ご承知のとおり、耐用年数が過ぎてはおりますが、経過はしておりますけれども、それをうまく活用しながら、長く活用して配水を進めていかなければならないということで、今、更新は一部は実施していますけれども、全体を新たに工事していくというような状況にはない状況でございまして、そういったことが現状でございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

あと、キャッシュフローについてのご質問もございました。減価償却費につきまして、今、3億3000

万円程度計上させていただいてございます。そちらについては、資金的収支のマイナス部分に充当する財源として、剰余金として計上させていただくような原資になるものでございますけれども、先ほど、償還が3億1000万円で企業債が3億3000万円ということで、2000万円ほど超過で借入れしているところでございます。当然、こちらについても、キャッシュフローの予算書の13ページでございますけれども、真ん中に表がありますとおり、業務によるキャッシュフロー、2番の投資活動によるキャッシュフロー、3番の財務活動によるキャッシュフロー、こちらの3の財務活動によるキャッシュフローでこのプラスになっていると、2000万円ですね、借入れ超過というような状況でございます。

この表ですけれども、1の部分のキャッシュフローでプラス、2番の投資がマイナス、3番の財務活動がマイナスになるのがよろしいというふうに言われているところでございます。当然、最終的にプラスになるということが求められるわけでございますけれども、令和6年度のキャッシュフローにつきましては、業務活動については、当然プラスということで計上させていただいてございます。

こちらが売上げになってきますので、2番の投資ですね、こちらはいかに投資するかということで、こちらはマイナスでなければ投資していないということになりますので、上水道についてはマイナス2億円ということで投資をしています。こちらについては、先ほど説明させていただきましたように、浄水場の電気設備の更新でございます。

3の財務活動については、キャッシュフロー、こちらはプラスですね。本来であれば、委員からご質問ありましたように、返済をしていけば、当然マイナスになってくるということになってございます。借入れのほうが上の段ですね、企業債による収入が3億3000万円、その下段の企業債の償還による支出が3億1000万円ということでございますので、こちらがプラスとなっているところでございます。

この理由としましては、先ほど説明させていただきましているとおりの、更新計画を実施しております、現在は超過ということでございます。そちらについては、今後の1番の業務活動の先ほどの部分の経費に反映してまいりますので、売上げ、水道事業収入のほうでカバーをしていきたいと考えているところでございます。

○櫻井繁行委員長

事前に頂いている資料はやはり佐藤委員がおっしゃるように、令和5年度当初予算というふうになっていますよね、今のタブレットのほうで。

〔「だから間違い」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

ね。だからこれはやはり修正したものをしっかり出していただいて、令和6年度としてこれは工事が4件ということですよ。これはちなみに新規には修繕ということなんですか。

〔「更新だった」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

いや、いや。

〔「違う」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

更新というのは施設だから。

〔「これは何」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

ちょっとそこら辺がこう、ぐちゃぐちゃとしちゃったので。

〔「布設替え」「布設替えの工事になります」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

答弁いただいてよろしいですか。

○上下水道課長（島田勝男君）

このA3のタブレットに表示してございます令和6年度工事実施計画図の中で、管路工事4件ほどありますが、こちらは全て布設替えの工事になります。既に配水管が布設されていて、そこで漏水が多発するなどや、あとは水圧が足りないとか、そういったことで工事を実施するものでございます。

○櫻井繁行委員長

分かりました。

それじゃ、令和6年当初予算ということで、修正の資料を改めて配付をお願いいたします。

それでは、改めて質問を受けます。

○佐藤文雄委員

浄水場を更新するためにいろいろやっているという話でしたよね。ただ、今言ったように、424キロメートルあるところで、今回は1キロメートルもないような今布設替え工事、これはやっぱりもっときっちとみんなが分かるように、改めて計画をちゃんとつくらないとまずいんじゃないですかね。

○上下水道課長（島田勝男君）

管路の更新計画につきましては、今現在、施設のほうを優先して実施している状況でございますので、そちらが完了見込みが立ちましたら、その計画のほうを策定したいと考えてございます。

○佐藤文雄委員

違うよ、違う。それを早くやりなさいと言っているんだよ。終わってからやりますじゃないよ。今、浄水場のやつをやっていた、だって計画はつくれるじゃないですか。それを早くやらないといけないんじゃないですかという質問なんだよ。浄水場終わったらやりますじゃ。先手先手でやらなきゃいけないということだよ、この水道については。結構何か事故起きているじゃないですか。去年、2か所ぐらいありましたよね、あの事故が。これは管路が悪いのかどうかちょっと分からないんだけど、そういうところがあるから、そういう計画そのものはやっぱりきちっとつくるべきだという意見なんです。それを浄水のあれが終わったらやりますじゃなくて、ちゃんとそういう計画をつくっておきなさいということなんです。いかがですか。

○上下水道課長（島田勝男君）

計画につきましては、なるべく早く策定するように善処したいと思います。

○矢口龍人副委員長

施設の老朽化対策はいつまでかかるの、計画では。

○上下水道課長（島田勝男君）

今現在は、霞ヶ浦浄水場の更新工事を実施しておりますが、そちらが令和9年度を予定してございます。その後、また千代田地区のほうにまだ更新していない浄・配水場がありますので、そちらの計画を来年度策定して、実施する予定としております。

○矢口龍人副委員長

そうしますと、管路に行くのにはあと何年ぐらいお待ちになる予定なんですか。

○上下水道課長（島田勝男君）

令和6年度から7年度にかけて計画を策定する予定でおりますので、その計画の内容によって変わってきますので、ちょっと今のところはっきりしたお答えはできかねます。

○矢口龍人副委員長

そうしますと、その40年というけれども、実質は、もっと古いものもあるでしょう。そうすると、今からそういうふうな考え方でいくと、50年も60年もたった老朽管も出てきちゃうんじゃないのかな。もちろん昔の簡易水道なんていうのは、もう50年以上たっているでしょう。それも今も流れていますよね、水ね。

40年というのは、何か平均で40年と言っているかもしれないけれども、実際にはもっと厳しい部分があるのではないですか。その辺のところは、調査はもう済んでいるんでしょう。

○上下水道課長（島田勝男君）

耐用年数の40年につきましては、財務上、償却年数が一応40年ということでありますので、そちらを基にしたものでお答えはしているところでございますが、実際にはその耐用年数を過ぎたとしても、まだ使える部材もございますので、その40年過ぎたからすぐに漏水するとかということはございませんので、その辺を見極めて利用していくような状況でございます。

○矢口龍人副委員長

いずれにしても、もちろん調査はして、その管路関係の年数なんかも全部調査してあると思うんですが、それによって今度は更新計画なんかも立てていくんだらうから、それらのところのデータは持っているんですか。

○上下水道課長（島田勝男君）

はい。管路につきましては水道台帳がございますので、そちらに工事の施工年とか延長とかは管理していますから、そちらで把握はできます。

また、漏水につきましては、毎年区分けを、区域を分けて漏水調査をして、その都度修理をしている状況でございますので、今のところはそのような形で、有収率の向上を目指すような形を取ってございます。

○矢口龍人副委員長

今の漏水の検査、やっていると聞いておりますけれども、漏水の比率が非常に高いんだよね。それは認識していますよね。ですからやはり水道料金にも関わってくることなのでね。ですから今言っているわけですよ。老朽化対策というのは、そこなんですからね。

〔「有収率だよ」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人副委員長

そう。

だから、その辺のところもきちっとやっぱり把握して、しっかりと管理するべきだと思うんだけどね。

○櫻井繁行委員長

答弁もらえますか。

○上下水道部長（槌田浩幸君）

有収率を上げるというのは我々も喫緊の課題でございまして、年々、エリアを分けながら今進めているところでございます。ここ数年ですけれども、1年当たり1%ずつ、有収率が上がってきてはおりますので、今、84%から85%になって、令和4年度に上がってきてございました。10年ほど前は70%台ということでございましたので、いつもお叱りをいただいていたところでございますが、我々も放置をしているわけではなく、老朽管の更新ができない部分、その分について漏水がないように、漏水のあったところは修繕をしながら、進めているところでございます。その辺についてはご理解をいただきたいとしか、こちらでは申し訳なく思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

○佐藤文雄委員

営業外収益が減っていますけれども、これは何かあるんですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 3時15分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 3時16分]

○上下水道課長（島田勝男君）

営業外収益の中で、長期前受金戻入がありますけれども、こちらが前年度比338万9000円減額となっております。こちらは補助金などで取得した固定資産に係る減価償却費を収益化したものでございますが、対象となる償却資産が減少していることによって、減となっております。

○櫻井繁行委員長

そのほかいかがですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第27号 令和6年度かすみがうら市下水道事業会計予算を議題といたします。

上下水道部から特に補足説明等ございませんか。

○上下水道部長（槌田浩幸君）

こちらも島田課長から説明をさせていただきます。

○上下水道課長（島田勝男君）

予算書につきましては、令和6年度かすみがうら市下水道事業会計予算書がございます。

まずは、ご説明につきましては、先ほどと同じようにタブレットのほうでご説明させていただきます。

議案第27号 令和6年度かすみがうら市下水道事業会計予算説明になります。

この下水道事業の会計につきましては、款項目節の目の内訳として、事業の欄で公共施設事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業の3つの事業に分けて表示をさせていただいてございますが、分けない金額でご説明はさせていただきます。

上の表になります。収益的収入になります。

令和6年度の合計額は、前年度比5277万6000円の減、比率で3.8%の減、13億4608万9000円を計上してございます。

主な収入としまして、1項営業収益、1目下水道使用料、前年度比187万8000円の増、比率で0.4%の増、予算額4億3210万9000円でございます。令和5年度の実績などから積算してございます。

次に、下の表になります。収益的支出になります。

合計額は、前年度対比5277万6000円の減、比率で3.8%の減、13億4608万9000円を計上しております。

主な支出としまして、1項営業費用、4目農業集落排水処理施設費、前年度比2772万6000円減、比率で18.5%の減、予算額1億2191万3000円になります。農業集落排水処理場の維持管理に係る費用を計上しておりますが、動力費の電気料金が前年度より安価になったことなどによるものとなります。

次の6目雨水排水費、前年度は予算計上しておりませんでした、1730万4000円を計上してございます。令和6年度は逆西排水区の冠水対策調査と下原排水区の雨水排水現況調査、そして雨水幹線の土砂撤去も実施する予定としてございます。この逆西排水区の冠水対策調査により今後の整備内容を検討することとしてございます。

続きまして、5ページになります。

資本的収支になります。

上の表になりますが、資本的収支の合計額が前年度比1億3854万2000円の減、比率で18.9%の減、5億9506万9000円を計上してございます。

主な収入としまして、1項企業債、1目企業債、前年度比5570万円減、比率で25.4%の減、予算額1億6400万円になります。建設改良工事の財源としており、農業集落排水事業における土田処理区の公共下水道接続工事が完了することなどで事業費が減額となることによるものとなります。

続きまして、下の表になります。

資本的支出になります。

合計額で前年度対比1億3970万5000円の減、比率で13.8%の減、8億7078万円を計上してございます。

主に、1項建設改良費、1目公共下水道整備事業費、前年度比8236万8000円減、比率で64.1%の減、予算額4618万7000円でございます。農業集落排水事業土田処理区の公共下水道接続工事、先ほどもご説明させていただきましたが、完了することによって工事請負費が減額になったことによるものでございます。

次に、同じく4目雨水整備事業費、前年度比1582万3000円減、比率で22.1%の減、予算額5573万8000円でございます。逆西排水区内で大雨により床上浸水などの被害を受けている方の前面道路に雨水管を埋設する工事などに係る費用を計上してございます。

表の一番下になりますが、資本的収入から資本的支出を差引きして不足する2億7571万1000円につきましては、損益勘定留保資金で補填するものとしてございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、上下水道課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

同じように、更新というのは、具体的にはどこまで進んでいるんですか。

○上下水道課長（島田勝男君）

下水道事業につきましては、それぞれストックマネジメント計画ということで、修理すべきところを

調査して、平準化した計画を策定しております。農業集落排水事業につきましては、維持管理の費用を安価にするために、今回、土田処理場を公共下水道に接続するということで処理場の廃止を予定してございます。また、令和6年度以降につきましては、同じく上稲吉処理場、こちらも公共下水道に接続して処理場を廃止するということで、計画しているところでございます。

公共下水道につきましてもストックマネジメント計画を立ててございますので、そちらにのっとったことで工事を進めていくようになります。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○矢口龍人副委員長

逆西地区の先ほどの説明で、排水区雨水管布設工事と、稲吉東5丁目地区って、これはどういう工事を予定しているんですか。

○上下水道課長（島田勝男君）

その冠水、浸水するお宅の前面の道路に雨水枡を設置しまして、そこにあふれてきた水を集めて、それを角来下池に流れるバイパスの雨水枡、集水枡があるんですけども、下稲吉東小学校の敷地内ですが、そちらに流して、角来下池まで流れるようにする工事を予定してございます。

○矢口龍人副委員長

それはあそこの吉田耳鼻咽喉科のところの話しているんですか。あそこはやったんじゃないの。またやるの、改めて。

○上下水道課長（島田勝男君）

稲吉東地区、今おっしゃられましたこの来年度予定している場所につきましては、まだ工事はしてございませんので、新たに実施するものでございます。

○矢口龍人副委員長

あの家の裏でしょう。入り口でしょう。あそこは、つないだんじゃないの。あれをまだやるの。つないでいないの。じゃ、つないでないということは、あそこ、この間の雨でも水浸しになっちゃっていたんですか。

○櫻井繁行委員長

それでは、暫時休憩します。 [午後 3時26分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 3時29分]

○上下水道部長（槌田浩幸君）

1つ、角来上池がございます。角来上池から逆流して、現在の冠水してしまうところを解消しようとする工事をしようとしている路線のところに逆流して戻ってきてしまいますので、そこを逆止弁をつけるというのが1つの工種と、あと、現在冠水しているところを、今度は角来上池に流すのではなく、角来下池のほうへ流すバイパス管を設置しているところに流していくというような工種をするということでございます。

○櫻井繁行委員長

それが令和6年度の工事ということですよ。

○設楽健夫委員

その新光霊園のところの枡から角来下池に流れているでしょう。バイパス管造って。そこも逆流しているんだよ。角来下池の水かさが増していくとね。で、今言っている吉田耳鼻咽喉科の前の冠水してい

るところの水をその柵につなげるという話ですか。

○上下水道部長（樋田浩幸君）

はい。既存のバイパス管の最上部の集水するところがあるんですけども、そこに接続するという工事です。

○設楽健夫委員

2つ問題があるんだよ。1つは、角来下池の水かさが増していくと、新光霊園の柵のところに逆流するんだよ。水が流れない滞留状態になる。で、そこに吉田耳鼻咽喉科の前のところから西に入ったあそこに水が溜まる。その水を新光霊園の前の柵に引き込んだとしても、物事は解決しないですよ。

もう一つ、吉田耳鼻咽喉科の前の地盤とその新光霊園の柵の高さ、どっちが低いんですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 3時32分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 3時33分]

○上下水道部長（樋田浩幸君）

今おっしゃった管の蓋の高さだけを比べれば、当然、角来上池の部分で今水が冠水している部分の柵の高さのほうが低い状況です。ただ、管を接続する高さを、その集水をするマンホールみたいなところに接続するんですけども、それを今冠水している部分よりも低い位置に接続をして、水の高さ、水頭と申し上げますけれども、低い位置へ流すと。その流す先の水頭は、角来下池の水頭よりも高い位置にありますので、こちらへ角来下池のほうに水が流れるというような状況となっております。

○設楽健夫委員

何回も話はしていますけれども、角来下池の水位が上がっていったときに、その集水柵の管路よりも高くなるんだよ。これは高くなるんだよ。その高くなる管路に吉田耳鼻咽喉科の前の柵から排水管を通してそこに流そうとしても、結局は、角来下池の水位が上がったら今度はそこに逆流しますよ。だから、もう少しやっぱりよく研究して調べてからやらないと、また税金の無駄遣いになりますよ、これ。根本的な問題は、何回も言っていますけれども、あの角来上池の水位が上がらないようにしないと、物事は解決しないんですから。

○上下水道部長（樋田浩幸君）

私どもで申し上げているのは、設計を組んでいる状況での申し上げで予算を計上させていただいておりますので、基本的には流れると、角来下池に流れるということで予算を計上させていただいております。

一応、先ほど申し上げましているとおり、水の高さが高いところから低いところへ流れるというのは皆様ご承知のとおりでございますので、逆流ということではなく、滞留はするかもしれませんが、高い位置にある今水没しているところが角来下池の水頭よりも高い位置にありますので、流れていくということで報告をいただいているところであります。

○設楽健夫委員

あそこを調査をするという予算計上も入っていますよね。逆西地域の排水の調査をすると。その調査を待って、で、具体的にその施工については、慎重にやってください。じゃないと……

[「施工は慎重で、施工するな」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員

うん。施工するなということ。

で、どういうことが起きるかという、今、滞留はしますとって、逆流はしないけれども滞留はしますと。で、角来上池に逆流防止弁をつける。で、そこに集まってくる水は、またそこに溜まるんですよ。そして一方に、1号幹線のSE側溝から水がどんどん入っていくんですよ。これは調査を受けて、そして検討して実行していくということで、この工事発注についてはやっぱり慎重に対処してください。

○櫻井繁行委員長

分かりました。

それでは、令和6年度の当初予算ということですから、部長のほうからは、逆西排水区雨水管布設工事の3800万円の概要はいただきましたので、あとは各々の委員のほうで判断をいただきたいと、この件に関してはね。これしか言いようがありませんので、まずは令和6年度当初予算として、110メートル延長の稲吉東5丁目地内の雨水管布設工事を令和6年度行っていきたいというこれは上程でしょうから、そういったところでご理解をいただきたいと思います。

そのほか何かございますか。

○矢口龍人副委員長

さっきのバイパス管は何のために入れたんですか。その水を掃くためにバイパス管入れたんだからね、はっきり言って。何考えているの。どういう根拠でもって、そんなつないでいないなんてことを言えるのよ。あその水を掃くためにバイパス管入れたんだよ。私はそういうふう認識していたんだけどね。つないでいないなんていうの、じゃ今どういう状態になっているわけ。その下稲吉東小学校の前の枡から角来下池までパイプが入っているだけなの。今、そういうふうな答弁したんだからね。

○櫻井繁行委員長

それでは、改めて答弁をいただきたいと思います。

○上下水道部長（樋田浩幸君）

下稲吉東小学校の南エリアのところですね。で、今、バイパス管のマンホール、集水枡のところに今、雨水排水が集中して集まっているようになっています。それ以前のものはそこに集中をしていませんでしたので、角来上池のほうに向かって水は流れていたんです。なので、今の意味がないとおっしゃいましたけれども、今はその集水をしている下稲吉東小学校の南側のエリアの部分全てそこで集めて、そこから東側ですね、東側のエリアの排水を角来下池のほうに流しているような状況になっています。なので、バイパス管はバイパス管でそういうふうな活用はしているというところでございます。

あと、先ほど、設楽委員からおっしゃった発注時期のお話ですけれども、地元からはなるべく早く発注ということも言われておりますし、我々も夏までには工事を完成したいと考えているところでございます。

○櫻井繁行委員長

分かりました。

そのほか何かございますか。

ほかの委員の皆様からでも結構ですけれども。よろしいですか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結させていただきます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○設楽健夫委員

今の工事の件ですけれども、解決には全くならない、税金の無駄遣いになりますので、これについては反対します。

反対討論です。

吉田耳鼻咽喉科の前のあそこの冠水状態は、今は、先ほども説明ありましたが、角来上池のほうに流れるようにはなっていますけれども、角来上池に逆西地区全体の排水が1号幹線に集まってきて、角来上池に水が流れ込んできます。そういう意味で、あそこの角来上池に流れている排水枡に対しては、逆流現象が起きるんですね。そして今、その上にある新光霊園の下稲吉東小学校の西側の枡、そこと角来下池との管の傾斜もたしか60センチメートルぐらいしかありません。で、角来下池の水位が上がってくると、そこに滞留もしくは逆流していくんですね。そこに今の吉田耳鼻咽喉科の前の枡に逆流防止弁をつけて、そしてその水をその枡のところに流すんだと。で、これはどうことになるかという、吉田耳鼻咽喉科のところに新しく布設する管路の水は角来下池のほうに流すということを前提にしているんですね。これは流れない。この点についてはきちっとやはり調査をして、そして実行していくべきであるということで、これは税金の無駄遣いなので反対します。

○櫻井繁行委員長

分かりました。

そのほか討論何かございますか。

○矢口龍人副委員長

私は賛成しますよ。だけれども、今、設楽委員がおっしゃったように、少し安直だと思う、この計画は。もう少しきちっと調査して、まさかこんな予算が組まれていると私思いませんでした。これ、産業建設委員会で審議したんですか。僕はこれ討論だからね、あれで。していないでしょう、きっと。こんな重要なことを、ちゃんと議題にしてやってくださいよ、調査してやってくださいよ、委員会でも。

そういうことで、賛成はしますけれども、本会議までにきちっとどういうふうにするか、再考してくださいとお願いして、私は賛成いたします。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○櫻井健一委員

私、地元の住民の声を聞いておりまして、いち早く、この逆流防止弁の工事もここに含まれるということなので、これは多くの方が望んでいるということなので、私は賛成します。

○櫻井繁行委員長

賛成討論ということですよ。

そのほかございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは、討論を終結いたします。

本案は反対討論、異議がございましたので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○櫻井繁行委員長

分かりました。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務部から特に補足説明等ございませんか。

○総務部長（中泉栄一君）

議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、議案概要書12ページ、議案集49ページから50ページとなります。

補足説明につきましては、特にございません。

○櫻井繁行委員長

それでは、以上で説明が終わりました。

総務課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか、議案第8号です。議案集は49、50ページ。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結します。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第9号 かすみがうら市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務部から特に補足説明等ございませんか。

○総務部長（中泉栄一君）

議案第9号 かすみがうら市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議案概要書が13ページ、議案集が51ページになります。

補足説明については、特にございません。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。

それでは、総務課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結します。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで、会議を1時間超えていますので、こちらの時計で3時55分までトイレ休憩とさせていただきます。

暫時休憩します。

[午後 3時47分]

○櫻井繁行委員長

それでは、皆さんおそろいですので、会議を再開させていただきます。 [午後 3時56分]

議案第18号ですよね、総務部の所管に関する部分を議題といたします。

総務部から特に補足説明等ございませんか。

○総務部長（中泉栄一君）

議案第18号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算のうちの総務部のうちにつきましては、それぞれ所管する担当課長から説明をさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは、改めて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いをいたします。

○総務課長（羽成英明君）

それでは、説明をさせていただきます。

議案集80ページでございます。

上段の部分で、1目一般管理費、職員等人件費で、退職手当特別負担金ということで4356万3000円の増です。令和6年3月31日付で退職する職員10人分の市町村総合事務組合の負担金でございます。

下段のところの04人事管理事業で、人事管理に要する経費で699万円の減です。産休代替分の会計年度任用職員報酬等で5人分計上してございますが、年度内に雇用した者としては3名でございますので、その差額を減額するものです。

2目文書法制費、文書法制事業で、文書法制に要する経費で67万7000円の減でございます。燃料費、修繕費、手数料の減は、専用公用車を廃止したことによるものでございます。文書等配達業務委託につきましては、区長発送や庁舎間メール便をシルバー人材センターに委託しておりますが、委託先の職員の確保ができなかったためによるものです。また、委託先の割り振り等や庁舎間メールは、当課の職員が一部対応して行っております。

続いて、91ページをお願いいたします。

給与費の明細書でございます。

1、特別職、その他特別職につきましては、消防団員の報酬を計上しておりましたが、43人分の入団

がなかったことから、その額156万9000円を減額するものです。

また、議員期末手当の112万8000円の減につきましては、5人の新議員の期末手当の期間率が6か月に達しなかったための減となります。

また、一般職につきましては、会計年度任用職員の8人、報酬額として1842万7000円の減で、また職員手当268万8000円の減となります。実際に雇用した職員の実情に応じた減額となっています。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、総務課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○危機管理課長（大和田 浩君）

総務部危機管理課の大和田です。

危機管理課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

議案集の88ページをお願いします。

歳出の9款1項4目災害対策費、12節委託料の248万7000円の減額であります。本件につきましては、02防災・災害対策事業、0201災害対策に要する経費の12発令判断支援システム改修業務委託に関するもので、入札差金が発生したことから、不用額として減額補正するものであります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、危機管理課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○検査管財課長（岩井雄一郎君）

検査管財課、岩井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、当課所管の補正予算についてご説明をいたします。

議案集の81ページをお願いいたします。

一番上段になります。

2款1項5目財産管理費の0201千代田庁舎管理に要する経費244万1000円の減額でございます。内容の12庁舎等清掃管理委託につきましては、草刈りを施設等管理室の職員により実施したために60万円を減額するものでございます。

次の12施設警備委託127万9000円の減額、次の17公用車56万2000円の減額につきましては、入札差金を減額するものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、検査管財課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

続きまして説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いをいたします。

○総務部企画監（神野 厚君）

それでは、お手元の議案集81ページをご覧くださいと思います。

2款1項5目財産管理費のうち、旧小学校施設管理に要する経費につきましては、霞ヶ浦地区の旧小学校施設におけます草刈り作業と施設警備委託に要する経費におきましてそれぞれ不用額が見込まれるため、総額61万1000円を減額補正するものでございます。

次に、同目の行政機能移転に要する経費につきましては、（仮称）中央庁舎の整備に向けまして現在進めております設計業務委託に係る入札差金で259万4000円を減額補正するものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、財産総括室に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

○税務課長（小泉一司君）

議案第18号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第12号）につきましてご説明します。

議案集81ページの下段をお開きください。

歳出になります。

2款総務費、2項徴税費、2目賦課費、市税賦課事務事業、会計年度任用職員報酬等です。合計して297万8000円になります。令和6年1月から3月までの間、確定申告電話受付と給料報告書整理のための会計年度任用職員6人採用を予定していましたが、3人の応募採用でしたので、不用額が見込まれるため減額するものです。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、税務課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

続いて、それでは、議案第22号のうち、総務部の所管に関わる部分を議題といたします。

総務部から特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（中泉栄一君）

議案第22号 令和6年度かすみがうら市一般会計予算につきましては、それぞれ所管する担当課長から説明をさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは、税務課並びに納税課につきましては、一括して説明を求めるということでよろしいですね。

なお、説明は簡潔にお願いをいたします。

初めに、税務課の説明を求めます。

○税務課長（小泉一司君）

令和6年度一般会計予算、市税歳入については、現年度課税分が税務課、滞納繰越分が納税課からの説明とさせていただきます。

一般会計歳入について説明いたします。

予算書12ページをお願いいたします。

1 款市税、1 項市民税、1 目個人市民税、現年課税分20億9500万円で、前年度と比較すると1900万円の増、0.9%の増です。主な理由といたしまして、企業業績が堅調であり、給与所得の増が見込まれること、また、令和5年度の当初予算に対して課税実績が伸びていることから、前年度と比較すると増額計上となります。

次に、2 目法人市民税現年課税分4億1300万円で、前年度と比較すると2700万円の増、7%の増です。主な理由といたしまして、令和5年度の法人市民税の歳入状況及び市内の特定企業の収益動向を踏まえ、前年度と比較すると増額計上となります。

次に、2 項固定資産税、1 目固定資産税現年課税分27億4000万円で、前年度と比較すると増減なしの同額です。主な理由といたしまして、令和6年度評価替えによる土地の地価下落による減、家屋の経年減点補正により減となりますが、太陽光発電設備、事業所の設備投資により償却資産で増額と見込み、前年度と比較すると同額計上となります。

次に、2 目国有資産等所在市町村交付金431万6000円で、前年度と比較すると22万6000円の減、5%の減です。主な理由といたしまして、県土地の資産台帳価格減額により交付金算定額が減少したためです。

次に、3 項軽自動車税、1 目環境性能割581万8000円で、前年度と比較すると104万8000円の減、15.3%の増です。主な理由といたしまして、環境性能割の令和6年度歳入見込みを精査したことにより、前年度と比較すると減少になります。

次に、2 目種別割、現年課税分1億4300万円で、前年度と比較すると400万円の増、2.9%の増です。主な理由といたしまして、新規登録台数の増加及び初回登録から13年以上経過した課税重課の登録の増加で、前年度と比較すると増額計上となります。

次に、4 項市たばこ税、現年課税分3億1000万円で、前年度と比較すると2400万円の増、8.4%の増です。主な理由といたしまして、消費本数の増加、たばこの値上げによる増税で、前年度と比較すると増額計上となります。

歳入の説明は以上となります。

続きまして、歳出について説明いたします。

タブレットの事業概要説明書9ページ、予算書47ページの上段をお願いいたします。

2 款総務費、2 項徴税費、2 目賦課費、01市税賦課事務事業、0101市税賦課事務に要する経費4479万3000円です。主な内容は、市税の賦課に関する経費です。前年度は4796万5000円で317万2000円の減、6.6%の減です。主な理由といたしまして、会計年度任用職員の減少です。

0102固定資産適正評価に要する経費923万2000円です。主な内容は、固定資産税の賦課に関する経費です。前年度は926万7000円で3万5000円の減、0.4%の減です。主な理由といたしまして、固定資産業務支援の地番図システムの賃借料の減少です。

歳出についての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

以上で税務課の説明が終わりました。

続いて、納税課の説明を求めます。

○納税課長（豊崎伴之君）

それでは、納税課の所管の当初予算の概要について、予算書により説明をいたします。

最初に、歳入についてです。

予算書12ページをお開きください。

市税のうち滞納繰越分が当課における主な歳入となります。

これらの予算計上に当たりましては、令和4年度の決算状況のほか、滞納繰越分の調定額の推移、令和5年度の納付状況等を踏まえて積算をいたしました。

それぞれ申し上げますと、1款1項の市税のうち、1目個人市民税の滞納繰越分2700万円、同じく2目法人市民税の滞納繰越分110万円、次に、2項2目の固定資産税の滞納繰越分2500万円、次に3項2目の軽自動車税種別割の滞納繰越分370万円をそれぞれ計上しております。これら滞納繰越分を合計しますと5680万円となり、令和5年度当初予算と比較し250万円の増額となっております。

このほかの歳入としては、予算書16ページ、14款2項1目の総務手数料のうち、督促手数料の30万円、24ページへ進みまして、下から2段目の21款1項1目の延滞金900万円となっております。

歳入については以上です。

続いて、歳出についてです。

経常経費となりますので、予算書により説明をいたします。

48ページをお開きください。

3目の徴収費、01収入未済額縮減対策事業でございます。このうち、収入未済額縮減対策に要する経費では市税の納付、収納に必要な経費を計上しておりまして、令和5年度当初予算と比較し505万2000円減の2257万7000円となっております。減額の主な理由といたしましては、会計年度任用職員がこれまでの2人から1人に半減されることのほか、令和5年4月から導入されました地方税統一QRコードに係る指定金融機関におけるシステム改修が完了し、その負担金が減となることによるものでございます。

次に、茨城租税債権管理機構運営に要する経費につきましては、高額、あるいは市での対応が困難な滞納の案件を茨城租税債権管理機構に移管し、滞納処分等を進めるための負担金を計上しており、令和5年度当初予算と比較し26万5000円増の286万9000円となっております。増額の理由としましては、その令和4年度に茨城租税債権管理機構に移管した案件の徴収実績が令和3年度に比べ向上しているため、その実績が増えていることによるものでございます。

納税課からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、税務課並びに納税課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

個人所得税割のほうですが、国の所得の減税というか、ありますよね。その影響は考えているんですか。

○税務課長（小泉一司君）

定額減税のことですけれども、今回の予算では考慮していません。理由といたしましては、令和6年度税制改正法案が成立・施行された場合、市税条例を改正後、令和6年6月から定額減税が実施されます。その成立・施行された後に定額減税を実施するということなので、今回は考慮していません。

○佐藤文雄委員

ということは、補正をかけるということですか。

○税務課長（小泉一司君）

金额的に差異が大分生じた場合には、減額補正で対応したいと思います。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いをいたします。

○総務課長（羽成英明君）

それでは、まず歳入のほうから説明させていただきます。

予算書19ページをご覧ください。

総務管理委託金のうち、自衛官募集事務委託金、予算額3万4000円、令和5年度当初予算3万円に比べて4000円の増ですが、令和5年度決算見込額と同額の数字になります。自衛官募集事務に要する経費に充てるため、国からの委託金です。

続いて、予算書24ページをご覧ください。

在外選挙人名簿登録事務委託金は5000円で、令和5年度と同額でございます。

歳入については以上です。

続いて、歳出を説明いたします。

予算書につきましては、33、34ページをご覧ください。事業計画書につきましては、5ページをお願いいたします。

人事管理事業、事業費及び事業費内容内訳及び予算額は記載のとおりです。この中で、人事管理に要する経費、令和6年度予算額が2377万6000円で、前年度から685万8000円を増額しています。主な理由は、産休代替や休職者に対応するための会計年度任用職員の報酬を5人分から7人分の増額と、会計年度任用職員の令和5年8月の人事院勧告を反映した報酬の増額、令和6年度から勤勉手当の新設等によるための増額です。職員採用試験の実施、職員の任用、報酬等に関する経費です。

次の職員の給与に関する経費については、職員の給与支払いに使用しているシステムの使用料に関する経費です。

次の職員研修に関する経費については、市独自の研修、茨城県自治研修所等の派遣研修などに要する経費です。その内容につきましては、下段の内訳の内容で、令和6年度事業概要と効果ということで、事業概要の記載と効果、行政改革の取組等の内容によるものでございまして、令和6年度から会計年度任用職員の勤勉手当導入に伴い、近隣市町村の状況を見ながら人事評価の見直しを、評価段階の見直しも行うということにしております。

続いて、予算書34ページ、説明は、事業概要書は6ページでございます。

文書法制事業、文書法制に要する経費で、令和6年度予算額は2265万6000円です。前年度に比べ70万

5000円の増額をしています。この主な理由は、下段にあります事業概要の概要3のうち③の区長に配付する広報誌や冊子等の封入作業において、新聞折り込み広告のように各戸配布用にまとめることができる折込丁合機を導入いたします。借上料は1年間で約140万円の増額となります。5年間のリースで総額約700万円になります。一方、弁護士委託料が2人から1人に減りまして、約40万円の減額となっております。

続いて、予算書129ページをご覧ください。

こちらの内容でございますが、給与明細の欄でございます、特別職につきましては、期末手当の支給月数が3.4月に引上げになっています。特別職で減額になっている者は、長等の職員の一人の減によるもので、その他特別職で増額になっているのは、主に農林業センサスの統計調査に要する方の報酬の増となっています。一般職では、一般職と会計年度任用職員の期末手当、勤勉手当の支給月数が4.5か月に引上げになっています。一般職と再任用短時間勤務職員の職員数は、令和5年度の実績で計上しています。しかし、この中で経済産業省への帰庁職員分と再任用職員の年度内1人退職分を減らした金額を数字として計上してございます。また、会計年度任用職員につきましては、令和5年度215人から177人に38人分を減少しています。この主な理由は、財政上の理由によるものでございまして、会計年度任用職員の報酬は減額しているものの、職員勤務手当、勤勉手当の支給開始の増により、合計では令和5年度に比べて182万円の増額になっている状況でございます。また、職員数につきましては、主に税務課では3か月程度の雇用の事務補助職員などの6人分、市民課ではマイナンバー促進のための事業補助の6人分、各保育所では入所者数の変動に対応するようなため、保育士の数を各5人分ということで、計17人分、合計で29人分もこの3課分で減少しているような状況でございます。

この会計年度任用職員につきましては、一般職員の事務補助の役割を果たすものでございますので、職員が行う事務の効率化や電子化、機械化を進めていって、その分で会計年度任用職員の減の分に対応するようにしていきたいと考えています。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、総務課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井健一委員

すみません、1点。例規等システム活用とありますが、これはどういう機械なのか教えていただけますか。

○総務課長（羽成英明君）

職員の使用しているシステムの中に、例規、今、紙でお配りしているほかに、パソコンの中でも検索することによって見るることができるものがございまして、あとは、その中には全国の例規であるとか、あとは法律なども検索して見ることができるシステムがございまして、そのものを導入しているので、その運用経費でございます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○危機管理課長（大和田 浩君）

総務部危機管理課の大和田です。

危機管理課所管の令和6年度予算について説明します。

令和6年度事業概要説明書の7ページをご覧ください。予算書は101ページから102ページです。

まず、災害対策に要する経費ですが、見かけ上大きな増減はありませんが、令和5年度に実施しました発令判断支援システム改修業務委託の当初予算4950万円が事業終了により皆減になっており、そして令和6年度に新たに大きな事業としまして、防災行政無線の放送内容をスマートフォンを用いて音声で受信できるアプリケーションなどの導入のための防災行政無線連携防災アプリ導入業務委託、当初予算1074万6000円と、台風や豪雨などの際に内水氾濫に速やかに対応するための排水ポンプ車の購入、当初予算2854万2000円などを実施する予定でございます。

次に、放射線対策に要する経費が214万3000円から49万7000円に、164万6000円ほど減額しておりますが、これは現在、週1回各学校及び保育所等の給食の放射線測定を実施しておりますが、これを各学校や保育所で月1回に減らす委託内容変更によるものであります。

さらに、防災訓練に要する経費が179万7000円から324万2000円に、144万5000円増額しておりますが、これは例年どおり11月に市民の皆さんに参加していただく形の総合防災訓練、これを実施しますが、これの会場設営業務に係る委託料などの増のほかに、令和6年度は例年実施している今の総合防災訓練のほかに、昨年6月の台風2号による大雨を踏まえまして、出水期前に浸水想定区域や土砂災害警戒区域を擁する地区を対象とした避難訓練を実施する予定でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、危機管理課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○久松公生委員

ただいま、説明でありました防災行政無線連携防災アプリ導入業務委託というのがあるんですが、これはこのままの解釈なんだろうけれども、具体的にはどういうことができるような中身なんだろうかと。

○危機管理課長（大和田 浩君）

この言ったとおりなんですけれども、今、屋外拡声子局、外のスピーカーから流れている音声ですね、それを自動的に皆さんお持ちのスマートフォンから流せるような、そういうアプリケーションを導入したいというものであります。

○久松公生委員

それでは、これをやることによって、市民の人が持っているスマートフォンに同じ音声が流れるという解釈でよろしいんでしょうか。

○危機管理課長（大和田 浩君）

はい、そのとおりです。

○久松公生委員

これは業務委託なので、本年度はこういうふうにかかりますが、それ以降も予算的にはどんなふうな展開になっていくんでしょうか。

○櫻井繁行委員長

令和6年度ということですよ、本年度というのは。

○久松公生委員

はい。令和6年度はこの予算だと思うんですが、これが実現しました場合にはどのような流れになっていくのでしょうか。もし分かればお聞かせ願いたいと思います。

○危機管理課長（大和田 浩君）

当然、こういうものを導入するに当たりまして、最初にイニシャルコスト、最初の工事とかにかかる経費があります。これが今要求しているところなんですけれども、それ以外にもランニングコスト、通信費などがかかる予定となっております。ただ、このアプリケーション、1社だけじゃないので、いろいろ会社によって変わってくると思います。なので、今、2つの会社からこういうの、我々が探した段階で何社かあったんですけれども、今、2社から見積りを頂いていて、1社は年間80万円程度、もう1社が年間170万円程度というご提案をいただいている状況でございます。なので、年間このぐらいはかかってくるかなと思います。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

○久松公生委員

今、2社が必要だということなんでしょうか。1社では間に合わないんでしょうか。

○危機管理課長（大和田 浩君）

市で、今2社と言ったのは、何社かあるうち、そういう会社が。2社に見積りをお願いしたという状況なので、別に2社必要じゃなくて、アプリケーションは1社で十分です。

○櫻井繁行委員長

それでは、補足説明をいただきたいと思います。

○総務部長（中泉栄一君）

今ちょっとお話ししたのは、参考見積りを取るに当たって2社から取ったという意味でございまして、それで一応、今回拡張、実際にメインとしてやる内容というのは、防災行政無線が聞こえないという方が多いので、防災無線をアプリとして入れていただいて、それで直にスマートフォンから聞いてもらうということなんですけれども、ほかにどういったことができるのかということも含めて、今回、プロポーザルで業者を決めようかなと今考えております。一応そういう方向で今説明したのは2社から参考見積りを取ったという内容でございます。

○櫻井繁行委員長

そのほか。

○櫻井健一委員

すいません。排水ポンプ車を導入ということなんですけど、これはトラックの上にポンプの部分と発電機を載せるということでよろしいんでしょうか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○危機管理課長（大和田 浩君）

今考えているのはそのとおりでございます。

○櫻井健一委員

その間、2トン車として別な用途でも使うような想定はあるんでしょうか。

○危機管理課長（大和田 浩君）

上に載せる機材が1トンぐらいありますので、とても積み下ろしできないので、それはもう載せっぱ

なしで運用という形で考えています。

○櫻井健一委員

あともう一点。これを実際に使うとなったときに、誰がこれを操縦してポンプを動かすのでしょうか。

○危機管理課長（大和田 浩君）

基本的には市の職員が運転してポンプの操作をしますけれども、今、建設業協会と協定を結びまして、排水ポンプの運転もお願いするという形で協定を結びましたので、市の職員とか、あとは建設業協会の方をお願いするという形になります。

○櫻井健一委員

お願いしたとして、そのときの人件費とか、1日当たりの費用などは想定は幾らぐらいになっているのでしょうか。

○危機管理課長（大和田 浩君）

協定上では、そのときにかかった費用を見積りというか、かかった費用について提出していただいて支払うという形にしておりますので、ポンプの運転も時間がどのぐらいになるか分かりませんので、今、そういう想定はしていない状況でございます。

○櫻井繁行委員長

ちょっとお待ちください。それでは、補足。

○総務部長（中泉栄一君）

実際に導入できるのが年度の初めというわけには、きっといかないと思いますので、そういった中でいろいろ調整をさせていただいて、ただ、話し合いの中で、そういうことを協定の中身に入れていただくということで話し合いができておりますので、そういった形でやったり、または前回なんかもそうですけれども、自主防災組織の方などにも、ぜひご協力をいただいたりしながら、そういった形で運営してまいりたいと考えております。

○小倉 博委員

関連して、ポンプの能力というのはどの程度の排水量があるのでしょうか。

○危機管理課長（大和田 浩君）

今考えているのが、1分当たり10立方メートル、1分当たり10トンの排水量のものを考えてございます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

そのほか。

○矢口龍人副委員長

防災アプリを入れるというようなことで、非常に先進的でいいなと思うんですが、防災無線はどういうふうに今後運営していくおつもりですか。

○危機管理課長（大和田 浩君）

基本的には、防災行政無線の外の子局、放送だと思うんですが、それについては継続して実施していく予定です。これは、あくまで戸別受信機の代わりという形で、外にあるやつは継続して実施していきます。

○矢口龍人副委員長

年間どのぐらいランニングコストがかかっているかご存じですか。

担当じゃないだろうから、あくまでも今言った防災の部分なので、総務部長のほうだと思っただけでも、えらいかかっているんですよね、年間維持費が。そして、今言ったように聞こえないという部分が多々あると。ただ、要するに維持していくだけでも年間何千万円というお金がかかるわけですよね。その割には、要するに普及率が悪いとか、聞こえないというコメントが多いと。せっかく今度防災関係をスマホでやろうというふうなことなので、先ほどもちょっといろいろな情報が入れられるんじゃないかなという話をしていましたけれども、いつまでもいつまでも、防災行政無線でもってやっていくよりも、例えば戸別受信機を入れて、今言ったアプリでもって流せるようにするとか、いろんな方法があると思うんです。だから、ハードのスピーカーの鉄塔ですか、あれに頼る時代じゃないんじゃないかと思うんだよね。だから、その辺のところも改善していく必要があると思うんですけれども、総務部長にお伺いしますけれども。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○総務部長（中泉栄一君）

今回も一般質問でいろいろ答弁させていただいたんですけれども、基本的に、今の考え方としては防災行政無線がまずベースになるものであって、それを補助するものがいろいろなものという、今そういう考え方でやっています。例えば、今回やるスマートフォンのアプリケーションに関しましても、スマートフォンを持っていない方もいらっしゃいますし、例えば今回、スマートフォンを持っている方ではなかなか導入するのが難しいという方に対しては、今回業者のプロポーザルの条件として、そういう教室みたいなものをやってもらうとかということも考えてはいるんですけれども、なかなかそれを継続していくことも難しいと思うので、防災行政無線を全くなくしてしまうという考え方は、今の段階では考えていなくて、ただそれを補助するもの、補填するものを今後広げていきたいと思いますという考え方で、今進めているところでございます。

○矢口龍人副委員長

いや、結局ダブルスタンダードというか、アプリもやります、防災行政無線も残しますって、経費が大変なんですよ。ですから、その辺のところを早く、要するにコストのかからない方法を研究していただかないと、これまた1000万円からかかるわけですよね、コストが。それに先ほどおっしゃっていたように、年間ランニングコストもかかると。それに要するに、今後、今の防災行政無線にまた乗るわけですから、それじゃなくても財政が苦しいって言っているわけなんだから、そういうところもしっかり見直すべきところは見直してもらいたいなという要望をさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは、要望ですが、何かご答弁いただけますか。

○総務部長（中泉栄一君）

今年、防災士連絡協議会という組織も立ち上がって、いろいろ市民の方からご意見を聞くこともできるかと思うので、そういったことも踏まえて、いろいろ検討していきたいと思います。

○櫻井繁行委員長

よろしく願いいたします。

そのほか、何かございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いをいたします。

○検査管財課長（岩井雄一郎君）

それでは、検査管財課所管の主な歳入歳出についてご説明をいたします。

まず歳入ですが、予算書の15ページをお願いいたします。

15ページ上段でございます。

14款1項1目総務使用料の1節庁舎等使用料112万1000円のうち、当課分は100万4000円でございます。前年度比1万5000円、1.5%の減となっております。

内訳としましては、庁舎及び庁舎敷地への自動販売機やATMなどの設置に伴う使用料、そのほか各公共施設敷地への電柱類の設置に伴う使用料となっております。使用料の額の算出根拠は土地や建物の評価額を基にしているため、減価償却により建物内における使用料分が減額となっているものでございます。

次に、予算書26ページの雑入をお願いいたします。

26ページ中段上のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金133万円になります。こちらは、職員用公用車のうち2台を電気自動車に買い替える予定でございます。普通乗用車と軽乗用車各1台分の導入補助金を計上してございます。

次に、歳出についてでございますが、当課では事業概要説明書に該当する事業がございません。主な経常経費を予算書にて説明をさせていただきます。予算書の35ページをお願いいたします。

35ページの一番下になります。2款1項5目財産管理費、説明欄0201千代田庁舎管理に要する経費7100万7000円、前年度比では213万2000円、3.1%の増となっております。主な理由でございますが、次の36ページ下段の17公用車749万8000円で、先ほどの歳入で説明をいたしましたとおり、電気自動車2台分を計上しており、この備品購入費が増となっております。

次のページ、37ページをお願いいたします。

同じく財産管理費の0202霞ヶ浦庁舎管理に要する経費3514万円、前年度比200万円、6%の増となっております。主な理由でございますが、13バス借上料1010万9000円で、内容といたしましては国土交通省が示しておりますバスの運賃料金単価の上昇に伴うものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、検査管財課に対する質疑等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

クリーンエネルギー自動車の導入の補助金、補助率は幾らですか。

○検査管財課長（岩井雄一郎君）

車種によって金額が決まっております。今回予算に計上させていただいたものが、普通車が日産のリーフという車、こちらが78万円、もう一台、軽自動車がサクラという車でありまして、こちらは55万円となっております。

〔「そうじゃなくて補助率だよ」と呼ぶ者あり〕

○検査管財課長（岩井雄一郎君）

車種によって額がおのおの決まっております。率ではございません。

○櫻井繁行委員長

ということは、133万円の内訳が78万円と55万円ということですね。

そのほかいかがですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○総務部企画監（神野 厚君）

それでは、予算書23ページをお開きいただきたいと思います。

初めに歳入でございます。17款1項1目の財産貸付収入につきましては1123万8000円で、前年度と比較しまして266万6000円、31.1%の増となっております。これは主に、令和5年4月から日立建機株式会社に貸付けをしております旧牛渡小学校の施設に係る賃料分を見込んだことによるものでございます。

なお、財産の貸付先につきましては21件でございます。詳細につきましては、補足説明資料として提出しております令和6年度普通財産貸付収入見込一覧表をご参照いただきたいと思います。

次に、主な歳出につきましてご説明いたしますので、予算書35ページをお開きいただきたいと思います。また、事業概要書につきましては8ページでございます。

2款1項5目財産管理費のうち、公有財産調整に要する経費につきましては1699万2000円で、前年度と比較しまして1667万1000円、5193.5%の増となっております。これは主に、計画期間を令和7年度から令和16年度までの10年を第2期とします公共施設等マネジメント計画の策定に伴う委託料の増によるものでございます。

なお、令和6年度における本事業の概要につきましては、第1期かすみがうら市公共施設等マネジメント計画に基づき、施設等の適正な配置の実現に向けて取組を進めてまいりますとともに、令和5年度と令和6年度にかけまして第2期計画の策定に取り組むものでございます。

次に、予算書38ページをお開きいただきたいと思います。

（仮称）中央庁舎管理に要する経費でございます。本経費につきましては、令和5年6月に公表いたしましたかすみがうら市行政機能拡充プランに基づき新庁舎整備に取り組むもので、総額3億9838万2000円でございます。主なものとしましては、新庁舎整備工事の管理に要する経費としまして560万円、設計内容照査業務委託としまして400万円、意図伝達業務委託としまして70万円、新庁舎整備工事としまして3億8400万円をそれぞれ計上しております。

それでは、（仮称）中央庁舎の整備につきましてご説明いたしますので、お手元の端末をご覧くださいと思います。

初めに、庁舎整備に向けました考え方につきましてご説明いたします。

商業と公共の結びつきによるにぎわいの拠点となる庁舎を基本方針に、誰もが訪れやすく利用しやすい庁舎、人と環境に優しい持続可能な庁舎の2つの考えの下、待合・多目的スペースや執務室など諸室整備の考えを取りまとめたところでございます。

次に、案内表示や窓口カウンター、キッズスペースなどの各部の計画につきましては、本資料に記載のとおりでございます。なお、案内表示や窓口、キッズスペースに関する写真につきましては、各自治体などが設置する状況などを参考に、庁舎整備のイメージとしまして共有できるようお示したものでございます。

次に、（仮称）中央庁舎に備える機能や庁舎内の配置などにつきまして、専門的見地からのご意見などを伺うため、令和5年11月22日に続きまして、去る2月7日に4名の政策アドバイザーの方と意見交換を行ったところでございます。福祉政策分野のアドバイザーからは、トイレの扉の使い勝手や案内表

示の見やすさなど引き続きご意見をいただいたところでございます。また、子育て政策分野のアドバイザーからは、キッズスペースに見守りカウンターの設置のほかベビールームの設置に関しまして、調乳用のウォーターサーバーの設置などについて、引き続きご意見をいただいたところでございます。さらに、観光政策分野のアドバイザーからは、安全性に配慮し、踏み間違いによる事故に対する対策をはじめ、雨天時でも駐車場におきまして円滑に乗降を行うことができる配慮など、様々な視点でご意見をいただいたところでございます。

なお、各分野の政策アドバイザーからいただきましたご意見などにつきましては、本資料に記載のとおりでございます。

次に、庁舎の外観案につきましてご説明いたします。

（仮称）中央庁舎に改修を予定しております建物につきましては、屋上看板が特徴的な建物でございます。このようなことから、金属の板に金型を使いまして穴開け加工を施しましたパンチングメタルを用いてデザイン性の高いものとしまして、夜間にはライトアップさせるなど、商業と公共の結びつきのシンボルとなるよう計画しているところでございます。なお、パンチングメタルの効果としましては、軽量化と共に通気性に優れ、熱を逃がす効果のほか、保温効果もあるところでございます。外観のイメージにつきましては、ご覧いただいておりますパース図のとおりでございます。

次に、平面図につきましてご説明いたします。着色をしている部分が、主に市民の方などがご利用されるスペースでございます。窓口カウンターを横一列に並べることで、来庁者の視認性を高めています。また、職員と来庁者の動線を上下のゾーンで分けることで、個人情報や秘匿性の高い情報の保護ができるよう配慮しております。あわせまして、来庁者からの視線を遮り、秘匿性を高めることなどを目的としまして、執務スペースと窓口カウンターの間にパーティションの設置を計画しております。なお、設置を計画しておりますパーティションにつきましては、窓口に来られた方が分かるよう、半透明フィルムの採用を予定しているところでございます。

また、オレンジ色に着色しております箇所につきましては、会議室をはじめ、適切な数の相談室や相談ブースを配置し、より秘匿性の高い相談や個人情報の取扱いなどに柔軟に対応できるものとしております。

次に、平面図の左下の部分にございます期日前投票・確定申告会場スペースと記載しておりますエリアにつきましては、大開口で日が入る明るいスペースとなりますので、平時は市民の方の待合、さらには憩いの場となるようソファやカウンター席を設けてまいりたいと計画しているところでございます。

次に、正面玄関入口付近の駐車スペースにつきましては、政策アドバイザー4名のご意見などを参考に、身体障害者用駐車場のほかベビーカーなどをご使用される方や歩行困難などによってできるだけ建物の近い位置に駐車する必要がある方のための優先駐車場としまして、思いやり駐車場の設置を正面玄関の左側に計画しております。また、駐輪場につきましては、正面玄関の右側に設置を計画しております。

次に、内観のイメージでございます。

この内観イメージにつきましては、正面玄関に入って左側の視点のものでございます。市民の方が親しみやすい空間となるよう、天井部分の一部に木材を使用しまして温かみのあるデザインにしたいと計画しているところでございます。

最後に、既にお伝えしているところでございますが、（仮称）中央庁舎の開庁時期につきましては、次年度から新たな入札制度の導入が予定されておりますことから、本工事に係る応札価格によって新庁舎整備のスケジュールが変わってまいります。現時点におきましては、令和7年度の早い時期を目指し

ているところでございます。なお、応札の結果によって、開庁時期が見通せるものと考えているところ
でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、財産総括室に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○来栖丈治委員

貸付け21件ほどあるという報告がありました。それぞれ契約内容とか協議が行われたりとかしている
んだと思うんですけども、短期でやっているもの、長期でやっているもの、その辺のところをざっく
り説明いただければと思います。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○総務部企画監（神野 厚君）

すいません、今、資料が手元にないんですが、短期でやっているものと長期でやっているものとい
ますと、こういった形で。

○櫻井繁行委員長

それでは改めて質問。

○来栖丈治委員

契約の期間とかをお聞かせいただきたかったんですが。

○櫻井繁行委員長

ご答弁いただけますか。単年度とか長期契約とかってということなのかな。

よろしいですか。

○総務部企画監（神野 厚君）

21件のうち、ほとんどが長期契約になるんですが、警察署関係については3年となっているところ
でございます。

○来栖丈治委員

長期というのはどのぐらいの期間を言っているんでしょうか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 4時57分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時58分]

答弁を求めます。

○総務部企画監（神野 厚君）

長期、10年以上のものという形ですと、ゴルフ場関係はもう長期的なものにはなっております。その
ほかは5年……

○櫻井繁行委員長

企画監、この21件については、もちろん調べればすぐ出るでしょうから、改めて書面で件数を費目ご
とに何年契約かというのを出示していただければと思います。

よろしいですかね、来栖委員。そのほかにもし何かあれば。

○来栖丈治委員

長期の場合、これまで景気が低迷している時期だったものですから、契約の見直しの協議であるとか、

そういったものは上昇する段階じゃなかったもので、そういう機会は持たれても、なかなか値上げにつながらなかったと推察します。しかし、今後経済の状況が好転していく場合に、やっぱり上昇、いわゆる契約の見直し、契約条件とか何かに入っているのかどうなのか、そういった点を確認したいと思います。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○総務部企画監（神野 厚君）

ただいまのご質問にお答えします。

契約期間中においては、条項において価格の見直しをするものにはなっているものもあるし、なっていないものもあります。なので、契約先の1つ1つによって、状況が変わってくるところでございます。

○来栖丈治委員

先ほど、短いものと長期のものというお話を伺って、一覧表で今度出してもらえるということですが、長期のもので契約をする場合、やはり5年とか10年とかで見直しをしていくのをきちんと契約条項に入れていかないと、今後の景気の動向に対応できなくなってくるんじゃないかなと、私は危惧しているわけなんです。そういった面で、長期のもの、例えば20年以上であるとか、そういったものには5年で見直すとか10年で見直すとか協議を行うというような条項を加えて契約する必要があるんじゃないかなってことを考えての質問なんです。

○櫻井繁行委員長

それでは、改めて答弁を求めます。

○総務部企画監（神野 厚君）

今後、契約に当たりましては、そういう条項を盛り込むことを検討してまいりたいと考えております。

○櫻井繁行委員長

そのほかいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは質疑を終結いたします。

次に、議案第28号、もう1議案お付き合いください。財産の貸付けについてを議題といたします。

総務部から特に補足等はありませんか。

○総務部長（中泉栄一君）

担当の財産総括室、神野企画監から説明をさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いをいたします。

○総務部企画監（神野 厚君）

お手元の議案集につきましては113ページ、議案概要書につきましては47ページと48ページになります。

本案につきましては、平成28年3月をもちまして廃校となりました旧下大津小学校の跡地2万1425平方メートルを、県南地域でエンジンの生産販売などを行っております株式会社ヴェジスタに令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間を貸付け期間としまして、年額120万円の賃料で一括して貸し付けることにつきまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明が終わりましたので、これより財産総括室に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

簡単に、この会社の概要を教えてくださいませんか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○総務部企画監（神野 厚君）

株式会社ヴェジスタにつきましては、令和4年2月18日に設立されまして、本店と事業所を茨城県土浦市に置き、令和6年1月末現在において、従業員数は4名ということになっております。

○矢口龍人副委員長

これ、農業法人ではないんですか。どういう法人体系になっているんですか、この会社が。

○総務部企画監（神野 厚君）

副委員長おっしゃるとおり、農業法人という形になっております。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本委員会は、明日3月8日金曜日、午後1時半より全員協議会室で引き続き審査を行います。

それでは本日の委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

散 会 午後 5時04分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和6年第1回定例会議案審査特別委員会

委員長 櫻 井 繁 行